

みんなの サイクルルールブック よこはま

まちにはこんなキケンが・・・

歩道を
猛スピードで
走る！



信号無視！



車道を
逆走！



逆走!!
(右側通行)

車道から
歩道へ
飛び込む！



これらは全て道路交通法違反です！

正しくルールを守らなければ、あなただけでなく、
周りの人も、危険な目にあってしまいます。





はじめに



ヨコハマでの自転車の問題

自転車は、便利で身近な乗り物として、通勤、通学、買い物、サイクリング、観光・レジャーなど、日常生活から余暇活動まで、横浜市内でも様々な場面で利用されています。

また、健康づくりにも役立ち、環境にやさしいなど、クルマに過度に依存しないゆとりあるライフスタイルを支える移動手段として、ニーズが高まっています。

しかし、その一方で、一部の自転車利用者が、通行方法などの基本的なルールを守らないために、歩行者に接触する事故など危険な状況も、しばしば発生しています。

また、市内の放置自転車台数はピーク時から大幅に減少しましたが、買い物客なども含めた自転車がまだまだ駅周辺などに放置されていることも課題となっています。

朝夕の通勤通学ラッシュ時の駅周辺では、大量の自転車が集中し、道路に自転車と歩行者があふれて通りづらい、一部の地域では駐輪場が満車のため置けないなど、過度に自転車が集中することにより様々な問題も、発生しています。

このように、自転車問題の多くは、ルールが守られていないこと、自転車の通行環境や駐輪環境の整備が進まないことなどの様々な要因により発生しています。このような自転車の問題の改善を目指し、まずは、みなさんにルールを守ってもらうため、「みんなのサイクルルールブックよこはま」を発行しました。

例えば、ルール違反の自転車の「こんな場面」、見たことありませんか？



■あっ、危ない!! 自転車と歩行者がぶつかりそう!!

歩道をわがもの顔で走る自転車が、歩行者とぶつかりそうになった場面、見かけたことありませんか？

「自転車は車道の左側」をしっかり守れば、こんなことは起こりにくいのですが…。



■脇道から飛び出した自転車がクルマと事故に!!

自転車は思ったよりスピードが出る乗り物です。ただ、歩行者と同じ意識で乗る人も多く、歩いている気分でパッと脇道から大通りに飛び出してクルマとぶつかりかけたり…。

自転車は車両で、一時停止の標識など、クルマと同じように守っていれば、こんなことにはならないのです。



■放置自転車が道路をふさいで、通りにくい…

店舗や銀行、娯楽施設など、街中の道路に放置自転車がたくさん置いてあって、歩きづらいと感じたこと、ありませんか？

たとえ短時間でも、道路など公共の場所に置いたら、放置自転車です。「ちょっとなら」「仕方ない」と一人が置くと、その後、みんなが「置いていい」と思ってしまう、こんな状況に…。

このルールブックの目指すもの

「みんなのサイクルルールブック よこはま」は、横浜市内で自転車を使うときに知っておくべき基本的ルールや間違いやすいルール等、「まもる」べきルールをわかりやすくまとめました。ルールをみんなが「まもる」ことができれば、自転車が安全で便利に利用でき、自転車、クルマ、歩行者がともに、快適に過ごせるまちが実現します。横浜市では、このルールブックを作成し、誰もが自然にルールを守れ、自転車が安全に・かしこく・楽しく使える、みんなが快適に過ごせるまちを目指します。

そこで、このルールブックは、誰もが自転車のルールをしっかりと理解し、横浜に合った自転車の使い方ができることを目的とし、3つの目標を掲げました。ルールブックを手に取り学び、みんなでルールを守るよこはまにしていきたいと思います。

目標
1

「当たり前」のことを「当たり前」に守る

「赤信号では進まない」など、誰もが知っている「当たり前」のルールでさえも、クルマが来ていなければ大丈夫と、自分勝手にルールを変えて、「当たり前」のことを守らない人がいます。このような「当たり前」のことを、当たり前を守るようになることを目標とします。

目標
2

ルールのことを「知らなかった」をなくす

自転車のルールには、「当たり前」のことだけでなく、歩道は原則通ってはいけない、二段階右折をしないといけないなど「知らない人が多い」こともありますし、間違っていて理解している人もいます。正しいルールをしっかりと学び、誰もがルールを知ることが目標とします。

目標
3

守れなくても「仕方がない」をなくす

5分で用事が済むから放置するのは仕方がない、目的の所が右側にあるから右側通行しても仕方がないなど、自分勝手な理由でルールを守らない人もいます。ルールには守らなければいけない理由、つくられた理由が必ずあります。しっかりと理解し、守られるようになることを目標とします。

ルールブックでの「言葉」の使い方について

【クルマ】の表記

「自転車」と「自動車」の文字は、一目で見分けがつきにくいいため、このルールブックでは、「自動車」については、カタカナで「クルマ」と表記します。ただし、法律条文の引用などでは、引用元に合わせて表記します。

【バイク】の表記

自動車の仲間である「自動二輪車」と、自動車にも、自転車と同じ軽車両にも位置付けられない「原動機付自転車」をまとめて表現する場合、このルールブックでは「バイク」と表記します。

【ルール】と【マナー】

このルールブックでは、「信号を守る」、「飲酒運転をしてはいけない」など、守らなければ道路交通法などの法令に違反する事柄を【ルール】と呼称します。一方、「人通りの多い所では押し歩く」ことなど、法令では明記していませんが、守ることで自分にも、周りにも良いことにつながる事柄を【マナー】と呼称します。

ルールブックの構成

- このルールブックは、横浜市で自転車を使うときのルールについて、車道や歩道、交差点など、自転車を使う場面ごとに道路交通法等に即して、わかりやすくまとめたものです。次のページの「目次」や「索引」から、知りたいルールを辞典のように調べることができるようになっています。
- さらに、詳しく自転車に関する基本的な法令を学びたい人や、交通ルールを教える立場にある人のために、本編の巻末に、【基本法令編】を掲載しています。本編に加えて読むことで、さらに理解が深まります。

■ルールブックの構成

本編 自転車ルールの解説

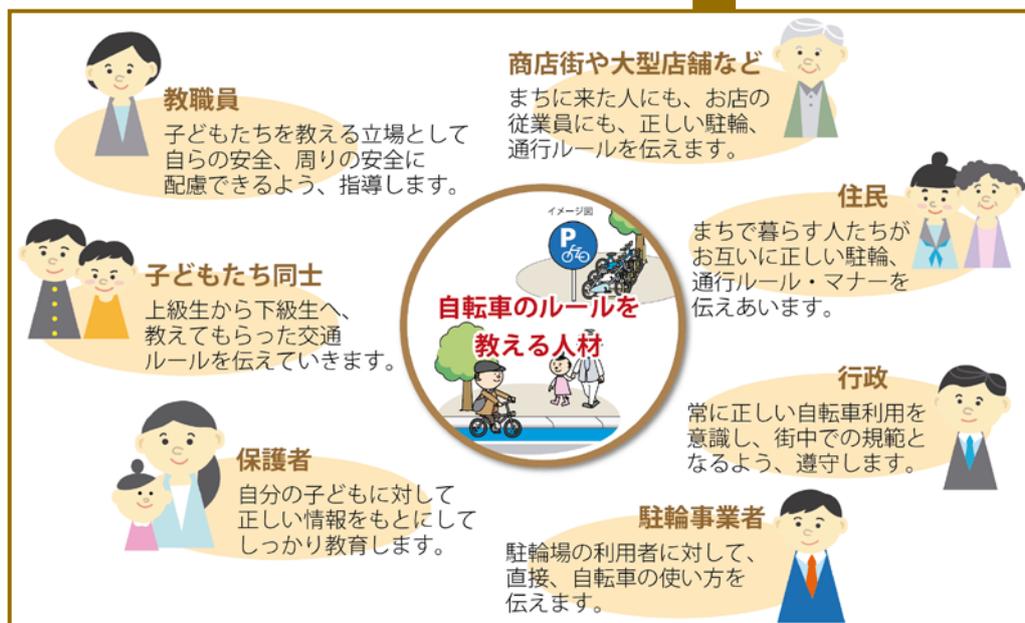
「こんな時はどうしたら?」「このルール、あっているのかな?」など、まちで遭遇する自転車ルールのよくある疑問を、根拠となる法律とともにわかりやすくまとめたものです。

基本法令編 法律・条例の基礎知識

自転車ルールの根拠となる法律について、より詳しくまとめたものです。道路交通法や市の条例など、本編では掲載しきれない、教える人にとっては大切な知識を掲載しています。

気になる自転車ルールを
目次や索引から探してチェック!!

自転車のルールを教える立場の人は、
【基本法令編】も見るのがオススメ!!



1 車道や歩道の通行方法 1

1-1 自転車の通行場所	2
ア：「車道の左側端」っていうのは、具体的にはどこのこと？	3
イ：自転車の通行場所には、どんな種類があるの？	3
ウ：歩道がなく、路側帯だけの道路はどう通るの？	4
エ：車道のない自転車歩行者専用道路は、どこを通るの？	5
オ：川沿いのサイクリングロードなどは、どう通るの？	5
カ：公園を自転車で通ってもいいの？	5
キ：車道を走る自転車に、速度制限はあるの？	5
1-2 歩道から車道、車道から歩道に移動するときのルール	6
1-3 車道で自転車を追い越す方法	7
1-4 路上駐車などの避け方・後方車両の進行妨害禁止	8
ク：手信号の方法は？	9
ケ：バス停で乗降中のバスを回避するにはどうしたらいいの？	9
コ：車道でドアを開けるときは、自転車等が来ていないか確認しましょう。	9
1-5 自転車の歩道通行が認められる場合	10
サ：歩道通行が認められる「著しく危険な場合」はどんなとき？	10
1-6 歩道の通行方法	11
シ：歩道では、車道と同じように進む方向が決まっているの？	12
ス：歩行者と事故を起こしたら、どうなるの？	12
セ：押し歩くときは、自転車？歩行者？どっちなの？	12
ソ：自転車は、ブレーキをかけてすぐに止まれるの？	12
1-7 標識のルール	13
タ：自転車が注意すべき標識は？	14
チ：「自転車を除く」「軽車両を除く」などの標識は何？	14
ツ：「自転車を除く」「軽車両を除く」一方通行の道路は、どこを走るの？	14
Topic① クルマの流れと反対方向にある目的地への行き方	15
Topic② 普通自転車と道路交通法	16

2 交差点の通行方法 17

2-1 交差点の直進方法	18
テ：横断歩道は自転車に乗ったまま渡っていいの？	19
ト：スクランブル交差点は、いつ渡ったらいいの？	19
ナ：信号のない交差点は、どちらの道路が優先なの？	19
2-2 交差点の右左折方法	20
Topic③ 自転車横断帯の通行義務	21
ニ：信号のない交差点も、2段階右折なの？	22
ヌ：歩道も、信号もない小さな交差点の右左折は、どうしたら？	22
2-3 信号の見方	23
ネ：青矢印の信号は、渡ってもいいの？	23
2-4 T字路の通行方法	24
ノ：特殊なY字交差点は、どう渡るの？	25
ハ：高速道路のインターの流入路は、どうやって通るの？	25
Topic④ 交差点を直進するときの注意点	26

3 自転車の安全な使い方 27

3-1 並進の禁止	28
ヒ：歩道を通行できる場合でも「並進」は禁止？	29
フ：横浜市には「並進可」の標識はあるの？	29
ヘ：遅い自転車を追い越しときに一瞬並ぶのも「並進」になる？	29
ホ：子どもは「歩道」、保護者は「車道」で並ぶのもダメなの？	29
3-2 ながら運転の禁止	30
マ：傘を自転車に装着すれば、「ながら運転」にならない？	31
ミ：片耳イヤホンなら、「ながら運転」にならない？	31
ム：止まって携帯、スマホを操作するのは大丈夫？	31
3-3 二人乗りの禁止	32
Topic⑤ 二輪のタンDEM自転車	33
メ：横浜のペロタクシーは、なぜ多くの人が乗れるの？	33
3-4 飲酒運転の禁止	34
モ：「酒酔い」と「酒気帯び」は、どう違うの？	35
ヤ：自転車運転者にお酒をすすめた人も、罪になるの？	35
3-5 ベル乱用の禁止	36
3-6 ライトの点灯義務	37
Topic⑥ 自転車運転者講習制度	38

4 自転車を使う心構え 39

4-1 駐輪のルール	40
ユ：放置すると、すぐに移動されるの？	41
ヨ：移動された自転車は、いつまでに、どこに取りに行けばいいの？	41
ラ：チェーンで柵などに固定されているときは、どうなるの？	41
4-2 子どもを自転車に乗せるときのルール	42
リ：幼児2人を乗せることができる自転車の選び方は？	43
ル：子どもを安全に乗せたり、降ろしたりするには？	43
レ：幼児に乗せるときの体重や身長を目安は？	43
ロ：チャイルドシートは、どんな自転車でもつけられるの？	44
ワ：チャイルドトレーラーは、どこを通ればいいの？	44
4-3 ヘルメットを子どもに着用させる義務	45
4-4 荷物の積載についてのルール	46
ヲ：リヤカーや、荷台付き自転車は、どこを走るの？	47
ン：ペダルのない子ども用のキックバイクは、自転車なの？	47
4-5 自転車整備のルール	48
4-6 事故時のルール	49
Topic⑦ 自転車保険	50
Topic⑧ コミュニティサイクル	52



索引 (た～ら行、アルファベット)



た	項目	ページ
タンデム自転車	安全な使い方	33
チャイルドシート	心構え	43,44
チャイルドトレイラー	心構え	44
駐輪のルール	心構え	40
手で合図	車道・歩道	9
点検	心構え	48
止まれ	車道・歩道	13,14
な	項目	ページ
ながら運転の禁止	安全な使い方	30
荷台付き自転車	心構え	47
荷物の積載のルール	心構え	46
は	項目	ページ
バスの避け方	車道・歩道	9
標識	車道・歩道	13,14
二人乗り	安全な使い方	32
普通自転車	車道・歩道	16
普通自転車通行指定部分	車道・歩道	3
ブレーキのかけ方	車道・歩道	12
ブレーキの点検	心構え	48
並進の禁止	安全な使い方	28,29
ベル	安全な使い方	36
ヘルメット	心構え	45
ペロタクシー	安全な使い方	33
補助標識	車道・歩道	14
歩道通行が認められる場合	車道・歩道	10
歩道の通行方法	車道・歩道	11
や	項目	ページ
優先道路	交差点	19
幼児2人同乗用自転車	心構え	43
ら	項目	ページ
ライト	安全な使い方	37
リヤカー	心構え	47
路上駐車避け方	車道・歩道	8
路側帯	車道・歩道	4
路側帯もない道路の通り方	車道・歩道	4
アルファベット	項目	ページ
T字路交差点	交差点	24
Y字路交差点	交差点	25



この「ルールブック」のみかた

- このルールブックは、自転車を利用するときにとってほしい交通ルール、駐輪ルールをできるだけ詳しく、わかりやすくまとめたものです。
- 1つの利用ルールに対して、以下の項目に分けて整理しています。
- また、利用ルールに対して、関連して知ってほしい事柄については、「コラム」としてまとめていますので、あわせてご覧ください。

キーワード

これだけは覚えてほしいこと

正しい使い方

ルールに合った正しい使い方の解説

コラムのページ

ルールに関連して知ってほしい事柄。ルールが明確でないものは、オススメの使い方を紹介しています。

1-1 自転車の通行場所
 自転車は車両。車道の左側端を走ることが原則!!
 車道の逆走は危険!! 歩道は例外!!

自転車の正しい使い方

① 自転車はクルマやバイクと同じ**車両**です。
 ② **車道の左側端**を通行します。
 →自転車通行場所が設けられている場合は、通行場所に応じた通行が必要になります。
 ③ **歩道**は特別な場合を除き、**原則通行することできません**。
 →歩道がない道路では、道路形態に応じて通行します。→P4コラム参照

車道の左側端を通行!! 右側は×
 歩道は例外!! 原則、通行できません。

ルールを守らないと...

① 道路の真ん中を走っていると、自分にとっても、クルマにとっても危険です!
 ② 逆走すると、正しく通行している人の行き場がなくなり危険!
 ×違反!

安全を守るための法律

▼道路交差法 第17条 第1項
 車両は、歩道又は路側帯と車道の区別のある道路では、車道を通行しなければならない。

▼道路交差法 第17条 第4項、第18条 第1項
 自転車は、道路(車道)の中央から左側部分の左側端に寄って通行しなければならない。

×違反すると...
 3月以下の懲役 又は 5万円以下の罰金

コラムのページ

「車道の左側端」というのは、具体的にどこのこと?
 車道内の「左側端」(右の写眞の黄色部分)を走ります。左側端が大原則です。なお、路側帯などは、通行場所ではありません。

自転車の通行場所には、どんな種類があるの?
 大きく3つの種類があります。どれも自転車が安全に通行できるように整備されたものです。A・B・Cの□がついた場所を通れば問題ありません。

A 自転車道
 (車道とは別道場による分類)
 自転車道がある場合、普通自転車は自転車道を通行しなければなりません。歩道も、車道も、通行できません。

B 自転車専用通行帯
 (道路車道による分類)
 自転車専用通行帯の専用道です。歩道通行時の場合のみ、歩道の通行も認められます。

C 自転車ナビライン
 (歩道歩道帯部分)
 自転車通行を想定する場所と通行方法を示したものです(歩道に正められたものではありません)。歩道通行可能な場合のみ、歩道の通行も認められます。

普通自転車でない二輪又は三輪の自転車(原付付きのもの、他の車両(けん引)しているものを除く)は、車道又は自転車道を通行することができません。自転車を通行できません。

歩道上にある**自転車通行場所の通行方法**
 歩行者と自転車の通行量が多い場所、安全に通行できるように、場所を指定したものです。「普通自転車通行帯(歩道部分)」といえます。
 歩道の一部のため、歩行者がいるときは一時停止するなど、歩行者優先で通行しなければなりません。

※あくまで歩道の一部です。スムーズに通行したい場合は歩道の外側を歩道で通行してください。

安全を守るための法律

守ってほしいルール、正しい使い方の根拠となる主な法令などをまとめたもの。※条文は一部要約して掲載しています。

ルールを守らない場合のデメリット

ルールを守らないことで発生する問題を、まとめたもの。「なぜ、ルールを守らないといけないのか」を知るきっかけとなるものです。

違反をした場合の罰則

安全を守るための法律を、“故意に”違反した場合の、懲役や罰金の罰則をまとめたもの。なお、故意でなく過失(不注意での違反など)の場合、罰則の内容が変わることがあります。

1 車道や歩道の通行方法

道路でこんな人、みかけませんか？
車道での逆走や、
歩道をスピードを出して走行するのは、
ルール違反です。

これらは
道路交通法
違反です！



人がいなければ
歩道でスピードを
出してもいい
んでしょ？

1-5 p10

前の自転車が
邪魔だなあ、
距離をつめて
どいてもらおう！

1-3 p7

一方通行とか
一時停止とか、
自転車は関係
ないよね！！

1-7 p13

？
普通自転車って
なに？
自転車に種類が
あるの？

Topic2 p16

歩道も車道も
自由に走れる
から、便利
だね！！

1-2 p6

自転車が
優先だね？
後ろが止まる
から大丈夫！

1-4 p8

？
目的地は
クルマの流れと
反対方向。
どこを通れば
良いの？

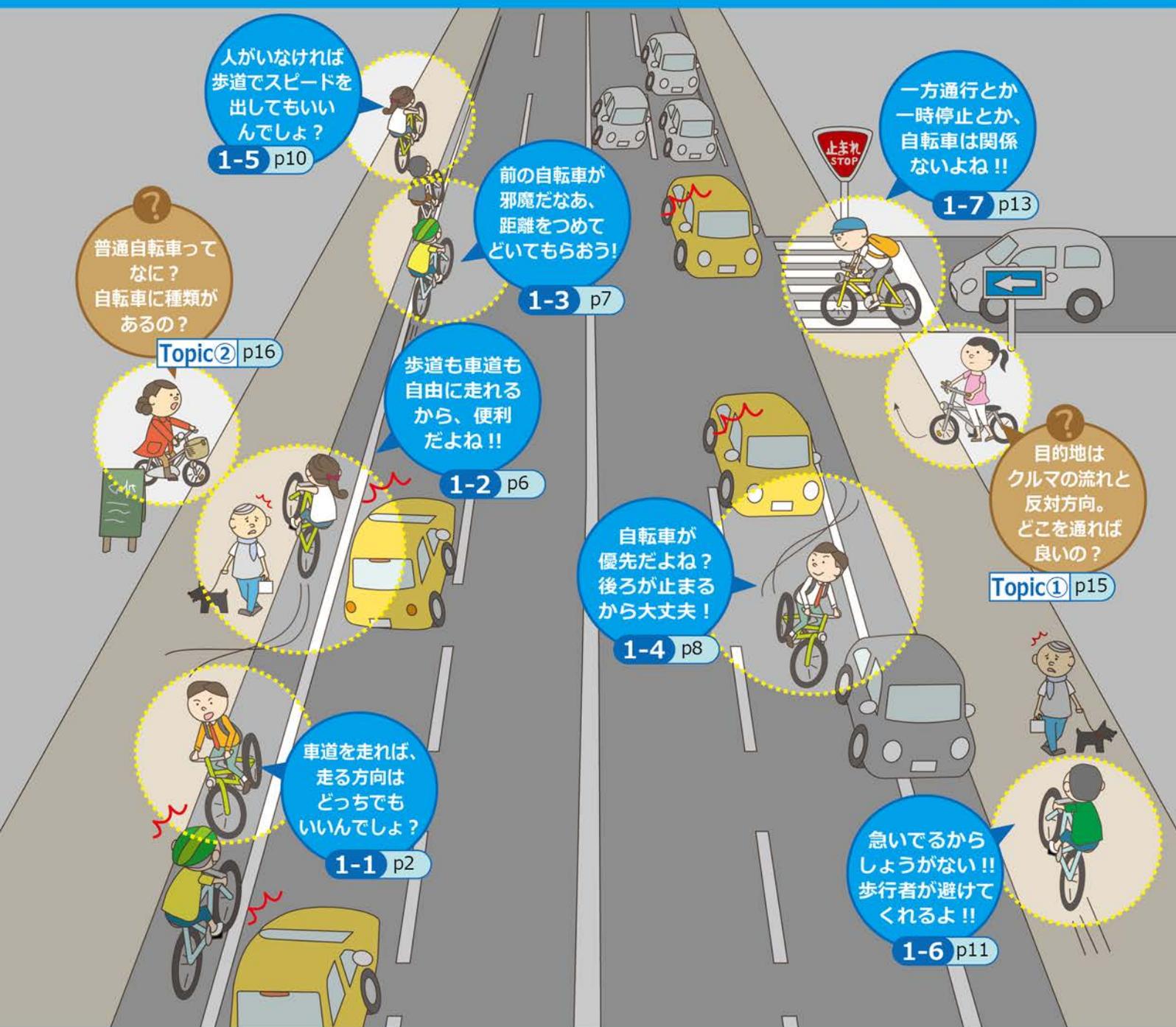
Topic1 p15

車道を走れば、
走る方向は
どっちでも
いいんでしょ？

1-1 p2

急いでるから
しょうがない！！
歩行者が避けて
くれるよ！！

1-6 p11



1-1

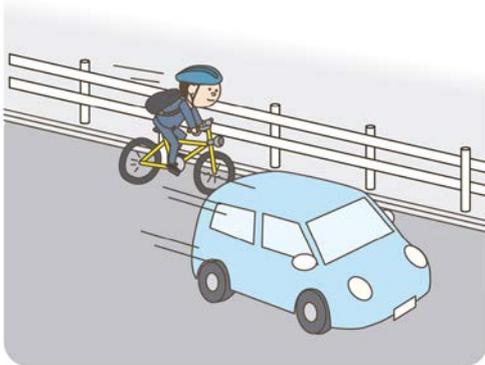
自転車の通行場所

自転車は車両。車道の左側端を走ることが原則!!
車道の逆走は危険!! 歩道は例外!!

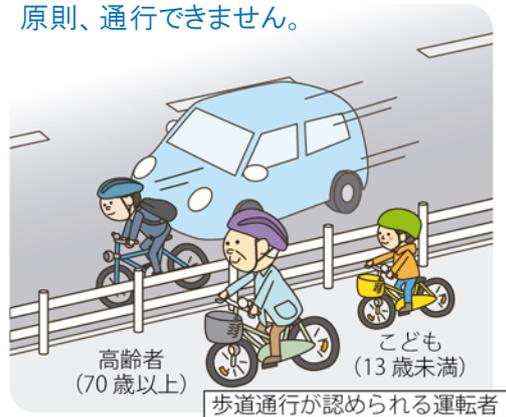
自転車の正しい使い方

- ① 自転車はクルマやバイクと同じ**車両**です。
- ② **車道の左側端**を通行します。
 - 自転車の通行場所が設けられている場合は、通行場所に応じた通行が必要になります。 → P3 コラム ㉑ 参照
- ③ **歩道**は特別な場合を除き、原則**通行することはできません**。
 - 歩道がない道路では、道路形態に応じて通行します。 → P4 コラム ㉒ 参照

車道の左側端を通行!!
右側は×



歩道は例外!!
原則、通行できません。



× ルールを守らないと...

① 道路の真ん中を走っていると、自分にとっても、クルマにとっても危険です!



② 逆走すると、正しく通行している人の行き場所がなくなり危険!



安全を守るための法律

- ▼ **道路交通法 第17条 第1項**
車両は、歩道又は路側帯と車道の区別のある道路では、車道を通行しなければならない。
- ▼ **道路交通法 第17条 第4項、第18条 第1項**
車両は、道路(車道)の中央から左側部分の左側端に寄って通行しなければならない。

違反すると周りに危険が及ぶため厳しい罰則があります!!

×違反をすると...

3月以下の懲役
又は
5万円以下の罰金

(道路交通法第119条第1項第2号の2)



ア 「車道の左側端」ってというのは、具体的にはどこのこと？



車線内の「左側端」（右の写真の黄色部分）を走ります。

左側端が大原則です。

なお、路肩などは、通行場所ではありません。



路肩など

イ 自転車の通行場所には、どんな種類があるの？



大きく3つの種類があります。

どれも自転車が安全に通行できるように整備されたものです。

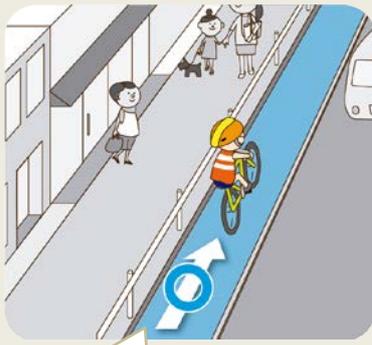
A・B・C の○がついた場所を通れば問題ありません。

A 自転車道

(緑石など構造物による分離)

自転車道がある場合、普通自転車は自転車道を通行しなければなりません。

歩道も、車道も、通行できません。



普通自転車でない二輪又は三輪の自転車（側車付きのもの、他の車両をけん引しているものを除く）は、車道又は自転車道を通行することができます。

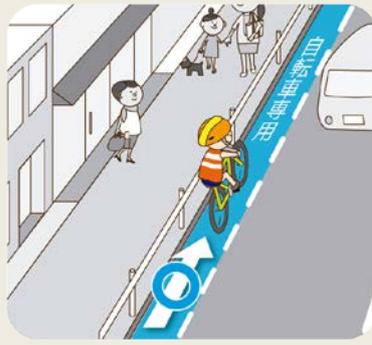
その他の車両は、自転車道を通行できません。

B 自転車専用通行帯

(道路標示による分離)

自転車専用の車線です。

歩道通行可の場合のみ、歩道の通行も認められます。

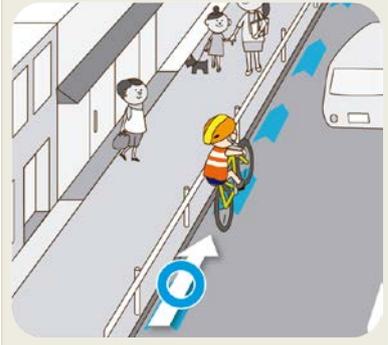


C 自転車ナビライン

(矢羽根型路面表示)

自転車通行を推奨する場所と進行方向を示したものです（法律に定められたものではありません）。

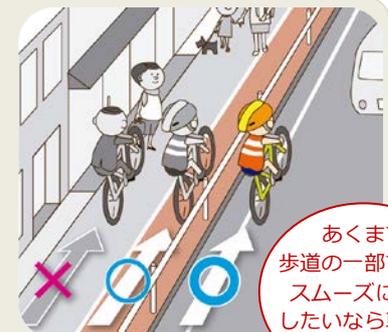
歩道通行可の場合のみ、歩道の通行も認められます。



■ 歩道上にある 自転車通行場所の通行方法

歩行者と自転車の通行量が多い場所で、安全に通行できるように、場所を指定したものです。「普通自転車通行指定部分」といいます。

歩道の一部のため、歩行者がいるときは一時停止するなど、歩行者優先で通行しなければなりません。

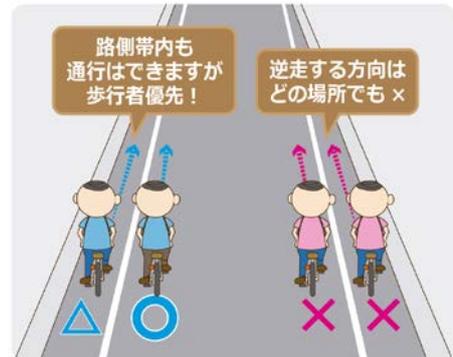


あくまで歩道の一部です。スムーズに通行したいなら車道がオススメ。

ウ 歩道がなく、路側帯だけの道路はどう通るの？



歩道のない道路でも、クルマやバイクと同じ車道の左側端を通るのが基本です。法律上、道路の左側の路側帯を通行することが認められていますが、歩行者の通行を妨げないように通行しなければなりません。路側帯には3つの種類があり、このうち「歩行者専用」の路側帯は自転車の通行ができません。



■ 3つの路側帯の見分け方と通行方法

▼ 一般の路側帯

- ・ 左側のみ通行可
- ・ 逆走禁止



▼ 駐停車禁止路側帯

- ・ 左側のみ通行可
- ・ 逆走禁止



▼ 歩行者用路側帯

- ・ 通行禁止



■ 路側帯が緑色に塗られた「あんしんカラーベルト」

右の写真のように、路側帯の中が緑色に塗られている道路を見たことがありますか？

これは「あんしんカラーベルト」といって、小学校の通学路を中心に、歩道のない場所で歩行者の安全確保のために横浜市が独自に設置しています。

あんしんカラーベルトの通行方法は、路側帯と同じです。写真の場合、白線が一本だけの「一般の路側帯」なので、左側の路側帯は、歩行者優先ですが、通行できます。



■ 路側帯もない道路の通り方

自転車は、「道路の中央から左側部分の左側端に寄って通行しなければならない」ため、歩道、路側帯のない道路でも道路の左側端を通行することになります。



港北ニュータウンの陸橋などは、自転車歩行者専用道路です。

工 車道のない自転車歩行者専用道路は、どこを通るの？



自転車歩行者専用道路とは、自転車と歩行者の交通のために独立してつくられた道路であり、「自転車及び歩行者専用」の標識が設置されています。

歩行者と自転車が混在する道路のため、歩行者を優先して通行することが前提となります。すぐ停止できるように、十分に速度を落として通行しましょう。

また、道路であるため、車道の左側端の通行が原則になります。(p2 **1-1** 参照)。

左側端の通行が原則ですが、都筑区の自転車歩行者専用道路では、特例的に中央部分等に「ゆっくり進行方向」に沿って進む位置を指定した路面表示をつけることで、歩行者と自転車の安全な通行環境を整える取組を進めています。



都筑区では路面に「ゆっくり」などの路面表示を貼るなど、独自の新しい取組を始めています。

オ 川沿いのサイクリングロードなどは、どう通るの？



いわゆる「サイクリングロード」は、「自転車歩行者専用道路（前項参照）」と指定されている場合と、河川敷の堤防を開放している場合（道路ではない）があります。

横浜市内では、どちらの場合でも、歩行者も通行するため、歩行者優先での通行が基本となります。



サイクリングロードとなっても、実際には歩行者も通るのでスピードを出すのは危険です。



カ 公園を自転車で通ってもいいの？



横浜市公園条例第6条により、自転車などの車両の乗り入れは原則としてできません。

各公園のルールを守って利用してくださいね。



キ 車道を走る自転車に、速度制限はあるの？



右の標識は、道路を通行する車両の「最高速度」を示していて、自転車もこの標識に従わなければなりません。クルマやバイクと同じ罰則規定があります。

なお、最高速度の標識がない場合、クルマやバイクには60km/h、原付30km/hの規定がありますが、自転車には規定がありません。

しかし、運転者には「安全運転の義務」があり、他の人に危害を及ぼさない速度と方法で運転しなければいけません。



1-2

歩道から車道、車道から歩道に移動するときのルール

歩道と車道を不注意に行き来すると、クルマや歩行者とぶつかる可能性があるため、必ず周りを確認しましょう。

自転車の正しい使い方

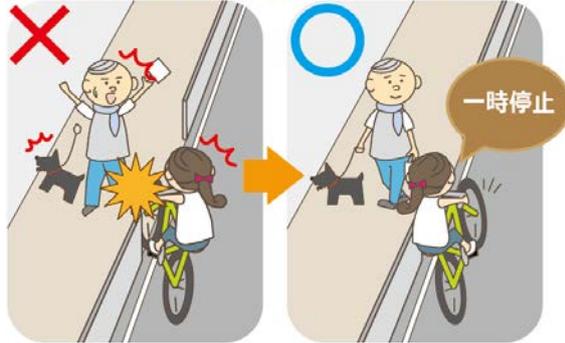
周りの通行を妨害してはいけません!!

- ①車道に出るとき：後続の車両の進行を妨害しないよう、後方を確認すること。
- ②歩道に上がる時：歩行者の有無にかかわらず、一時停止すること。

①後ろから来る車両の進行妨害は禁止!!



②車道から歩道にあがるときは一時停止!!



× ルールを守らないと...

①歩道を通る自転車はクルマから良く見えません。急に飛び出せば、後ろのクルマと衝突してしまいます。



②車道を走るスピードのまま歩道に飛び込むと、歩行者に大ケガを負わせることに!



車両である自転車は、クルマと同じルールと罰則があります。

安全を守るための法律

▼道路交法 第17条 第2項

車両は、歩道等に入る直前で一時停止し、かつ、歩行者の通行を妨げないようにしなければならない。

×違反をすると...

3月以下の懲役
又は
5万円以下の罰金

(道路交法第119条第1項第2号の2)

▼道路交法 第26条の2 第1項

車両は、みだりにその進路を変更してはならない。

※罰則規定なし

▼道路交法 第26条の2 第2項

車両は、進路変更によって、変更後の進路を後方から進行してくる車両等が速度又は方向を急に变更させることとなるような進路変更をしてはならない。

5万円以下の罰金

(道路交法第120条第1項第2号)



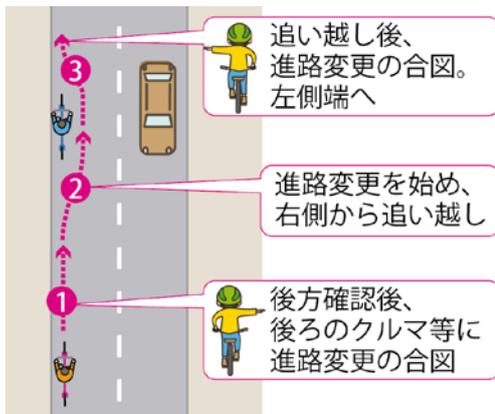
1-3 車道で自転車を追い越す方法

追い越すときは、基本的には追い越す車両の「右側」から。
追い越したあとは、後ろに注意して道路の左側端へ戻ります。

自転車の正しい使い方

後ろからくる車両、前にいる自転車の通行を妨げないように、追い越しましょう。

- ① 後方を確認したあと、進路変更の合図（手で合図：右手をまっすぐ右に）
- ② 右側に進路変更をして追い越します。
- ③ 追い越したあと、左側端へ。合図を忘れずに（手で合図：左手をまっすぐ左に、又は、右手を曲げて上に）



後ろにいるクルマには右手、
追い越した後の自転車には
左手で合図を出すと
相手から見えやすいです。

× ルールを守らないと…

- ① 後ろを確認せずに進路を変えると、後ろから追突されて大事故につながります。



- ② 自転車を追い越したあと、すぐに前に入ってしまうと、衝突してしまて危険！



後ろのクルマ、
前の自転車の
迷惑にならない
ように！

安全を守るための法律

▼ 道路交通法 第 26 条の 2 第 2 項

車両は、進路変更によって、変更後の進路を後方から進行してくる車両等が速度又は方向を急に變更させることとなるような進路変更をしてはならない。

×違反をすると…

5 万円以下の罰金
(道路交通法第 120 条第 1 項第 2 号)

▼ 道路交通法 第 28 条

車両は、他の車両を追い越そうとするときは、その追い越されようとする車両の右側を通行しなければならない。

3 月以下の懲役
又は
5 万円以下の罰金
(道路交通法第 119 条第 1 項第 2 号の 2)



1-4

路上駐車などの避け方・後方車両の進行妨害禁止

後ろを確認して、路上駐車などの右側から回避。
急に進路を変えると、後ろのクルマとの事故につながります。

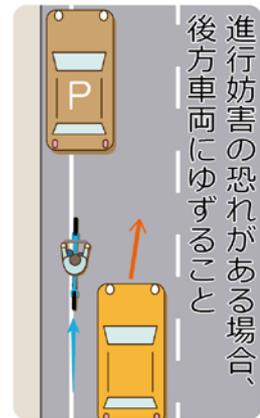
自転車の正しい使い方

- ①路上駐車などは、**右側から回避**します。
- ②後ろのクルマの進行妨害をしないように、しっかり「**目視**」で確認します。
- ③進行妨害になりそうなときは、後方車両にゆずります。



コミュニケーションの上手なとり方は？

手で合図を行います。右に進路変更するときは、右手をまっすぐ横に伸ばします。

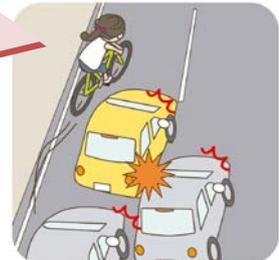


×ルールを守らないと…

- ①後ろを見ずに進路を変えると、後ろから追突されて大事故につながります。



- ②急に進路変更した自転車を避けようとして、後ろの車が事故を起こしてしまうかもしれません。



あなただけでなく
周りの安全も守る
ために法律が
あります。

安全を守るための法律

▼道路交通法 第26条の2 第1項

車両は、みだりにその進路を変更してはならない。

×違反をすると…

※罰則規定なし

▼道路交通法 第26条の2 第2項

車両は、進路変更によって、変更後の進路を後方から進行してくる車両等が速度又は方向を急に變更させることとなるような進路変更をしてはならない。

5万円以下の罰金

(道路交通法第120条第1項第2号)





ク 手で合図するときの方法は？



合図は、後ろのクルマから見えやすいように、右手で行う方がより安全です。

- 徐行、停止
- ▼ 出すタイミング
- 止まろうとするとき



- 右に曲がる。右に進路変更
- ▼ 出すタイミング
- ・ 右に曲がる…交差点の 30m 手前から右折が終わるまで。
- ・ 右に進路変更…進路変更する 3 秒前



- 左に曲がる。左に進路変更
- ▼ 出すタイミング
- ・ 左に曲がる…交差点の 30m 手前から左折が終わるまで。
- ・ 左に進路変更…進路変更する 3 秒前



ケ バス停で乗降中のバスを回避するにはどうしたらいいの？



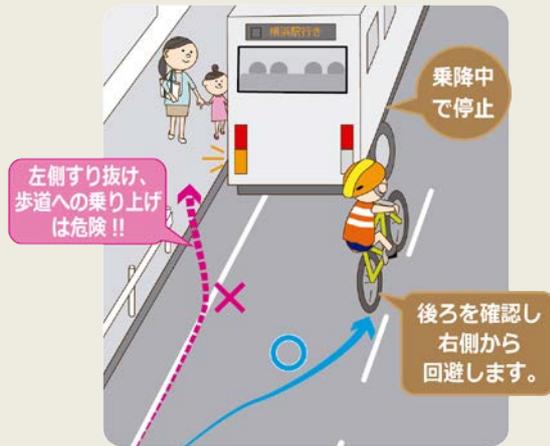
バス停に止まっているバスが、出発するためにウィンカー等を出しているときは、バスが優先です。(道路交通法 第 31 条の 2 乗合自動車の発進の保護)
バスの後ろで停止し、発進するのを待ちましょう。

乗降中で、バスが完全に停止している場合は、後ろを確認して右側から回避します。
バスの左側からのすり抜けや、歩道への乗り上げは、乗降客との接触のおそれがあり危険です。

- バスが**出発**するとき
- バスの後ろで待機します。



- 乗降中で**バスが完全に停止**しているとき
- 後ろを確認し、右側から回避します。



コ 車道でドアを開けるときの、自転車等が来ていないか確認しましょう。



車道で急にドアを開けると、後ろからくる自転車がドアに衝突する可能性があり危険です。

気をつけてドアを開け、乗り降りしましょう。



1-5

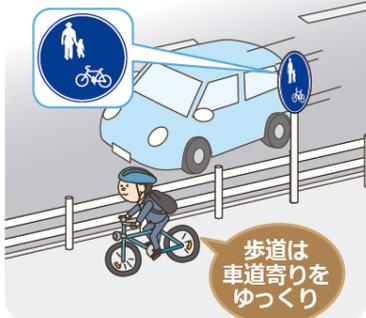
自転車の歩道通行が認められる場合

歩道は、以下の①から③の場合のみ、通行できます。
車道通行が原則です。

自転車の正しい使い方

歩道を通行できる場合は、以下の通りです。ただし、スピードを出すのは法律違反です。

① 「普通自転車歩道通行可」の標識がついている区間



② 13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者などが運転する場合



③ 路上駐車や道路工事などで車道左側端の通行が著しく危険な場合



※歩道の通行が認められるのは「普通自転車」に限られています。

→ p16 **Topic②** 参照

あくまで車道が原則です。特別な場合以外に歩道を通れば処罰されます。

安全を守るための法律

▼ 道路交通法 第17条 第1項

車両は、歩道又は路側帯と車道の区別のある道路では、車道を通行しなければならない。

▼ 道路交通法 第63条の4 第1項

普通自転車は、次に掲げるときは、歩道を通行することができる。※「次に掲げるとき」の条件は、上の3つの通り。

×違反すると…

3月以下の懲役
又は
5万円以下の罰金

(道路交通法第119条第1項第2号の2)

歩道通行が認められる「著しく危険な場合」はどんなとき？



道路工事や連続した路上駐車によって、左側通行が困難な場合や、クルマが多く道幅が狭いため著しく危険な場合などが該当します。

明確な基準はありませんが、安全確保のためやむを得ない場合に、あくまでも例外的に認められるものと認識する必要があります。

▼ 道路工事で通れない



▼ 路上駐車が並んでいる



▼ クルマが多く道が狭いため、クルマなどとの接触事故の危険がある



1-6

歩道の通行方法

歩道は「歩行者」のための場所。
歩行者優先が大原則。

自転車の正しい使い方

歩道の真ん中から車道寄りを、徐行（すぐに止まれる速度で通行）します。
基本的に自転車は、歩道では「走る」ことはできないと理解しましょう。

- ①場所は「車道寄り」で、速度は「徐行」です。
- ②歩行者の通行を妨げるときは「一時停止」しなければなりません。

■通行場所



■歩行者がいるときは



「徐行」って どのくらいの速さ？

道路交通法では「車両等が直ちに停止することができるような速度で進行すること」と定義されています。

「すぐに止まれる」速度なので、歩くよりほんの少し速いくらいが目安です。

危ないと思ったら、止まるか、押し歩きをしましょう。

×ルールを守らないと…

①前を行く歩行者が、急に立ち止ったときに、衝突してケガをさせてしまいます。



②お店寄りを通行すると、お店から出てきた人と衝突しやすくなります。



歩道はあくまで「例外」なので、歩行者優先が大前提です。

安全を守るための法律

▼道路交通法 第63条の4 第2項

普通自転車は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければならない。
また、歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。

×違反をすると…

2万円以下の罰金又は料料

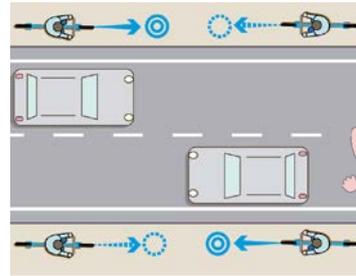
(道路交通法第121条 第1項第5号)



シ 歩道では、車道と同じように進む方向が決まっているの？



法律上は、「車道寄り」であれば、歩道上のどちらの向きも通行できます。
車道通行が原則ですが、歩道を通行するときは、クルマから気付かれやすいように、クルマと同じ向きに通行すると安全です。



左右
どちらにも
通行可



14歳以上
になれば、自分で
責任を負うこと
になります。

ス 歩行者と事故を起こしたら、どうなるの？



自転車は車両であるため、歩行者と事故を起こして、加害者となった場合には、「刑事」と「民事」の両方の責任を負う可能性があります。
もし、自分の過失が原因で、相手を死傷させてしまった場合、刑法第211条「重過失傷害」が適用されることがあります。
(5年以下の懲役もしくは禁錮、
又は100万円以下の罰金)。

■刑事上の責任（懲役・禁錮・罰金）

法を守らず、事故を起こした者に対する罰則のこと。

■民事上の責任（損害賠償）

被害者が被った損害を、金銭等により補てんし、回復を図ること。

歩けなくな
った...



セ 押し歩くときは、自転車？歩行者？どっちなの？



道路交通法 第2条の歩行者の定義の中に、「二輪もしくは三輪の自転車を押して歩いている者」とあり、押して歩いているときは、歩行者となります。
車道通行が困難なときなどは、歩道を押して歩けば、進めます。



ソ 自転車は、ブレーキをかけてすぐに止まれるの？



自転車は、ブレーキをかけてもすぐには止まれません。歩行者に気付いてブレーキをかけても、スピードを出していれば止まりきれず、衝突してしまう可能性があります。
また、やむをえず急ブレーキをかけるときに、右側のブレーキ（前のタイヤ）を強くかけると、前方への転倒につながります。左側のブレーキ（後ろのタイヤ）を先にかけてから、右側のブレーキ（前のタイヤ）をかけると安全に止まれます。
なお、片手でブレーキをかけると、止まるまでさらに距離が必要となり危険ですので、片手運転はやめましょう。

■自転車の制動時の停止距離



自転車は、ブレーキを引き、停止するまでの間も進み続けます。

JIS 規定では、制動距離(空走距離含まず)で、速度25km/mの際、前ブレーキのみで7m以内、後ろブレーキのみで10m以内、前後ブレーキ同時使用時は5.5m以内です。

1-7

標識のルール

自転車も標識を守らなければいけません。
「止まれ」があるときは止まりましょう。
飛び出すと危険です。

自転車の正しい使い方

標識に従って通行すること。

クルマと同じように、標識を守らなければいけません。

■例：一時停止



停止線があるときはその手前、ないときは標識の手前で一時停止。

■例：一方通行



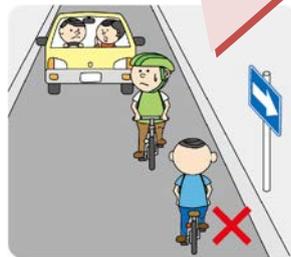
自転車もクルマも、矢印の方向にしか進めません。逆走禁止。

×ルールを守らないと…

①「一時停止」なのに無視して飛び出せば、車と衝突して大事故につながります。



②「一方通行」を無視した逆走は、正しく通行している人が危険な目にあいます。



③「一時停止」を無視した自転車を避けようとして、バスが急停止すると、車内にいる乗客のケガにつながります。



標識はみんなが守らないと意味がないため、厳しい罰則があります

安全を守るための法律

▼道路交通法 第8条

歩行者又は車両等は、道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行してはならない。

×違反をすると…

3月以下の懲役 又は
5万円以下の罰金

(道路交通法第119条第1項第1号の2)

▼道路交通法 第43条

道路標識等により一時停止すべきことが指定されているときは、停止線の直前で一時停止し、交差車両等の進行妨害をしてはならない。

3月以下の懲役 又は
5万円以下の罰金

(過失の場合：10万円以下の罰金)

(道路交通法第119条

第1項第2号、同条第2項)

夕 自転車が注意すべき標識は？



自転車に乗る人が、特に注意しなければならないものは、以下の通りです。



ただし、標識の下に「自転車を除く」などの補助標識がある場合は、標識の規制対象から外れます。

	自転車専用 自転車道など、自転車だけが通行できる場所を示します。		一方通行 自転車もクルマも、矢印の方向にしか進めないことを示します。		一時停止 停止線がある時はその手前、ないときは標識の手前で一時停止します。
	自転車及び歩行者専用 自転車歩行者専用道路もしくは、自転車以外の車両通行を禁止する道路を示します。		自転車一方通行 自転車専用の通行帯で、矢印の方向にしか進めないことを示します。		進入禁止 車両が進入してはいけな場所を示します。一方通行の出口側に付けられます。
	歩行者専用 歩行者だけが通行できる場所を示します。		指定方向外進行禁止 矢印で指定されている方向以外には、進んではいけないことを示します。		自転車通行止め 自転車の通行が禁止されている場所を示します。
	自転車横断帯 自転車横断帯があることを示します。自転車は自転車横断帯を通らなければなりません。		環状の交差点における右回り通行 環状交差点において、右回りに通行することを示します。		車両通行止め 自転車を含め、あらゆる車両の通行が禁止されている場所を示します。
	横断歩道・自転車横断帯 横断歩道と自転車横断帯があることを示します。		並進可 自転車が2台並んで進むことが認められる場所を示します。		通行止め 歩行者、自転車を含め、あらゆる通行が禁止されている場所を示します。
	普通自転車専用通行帯 車道の中で、普通自転車が通行しなければならない場所を示します。				最高速度 標識に示されている最高速度を超えて運転してはいけません。

子 「自転車を除く」「軽車両を除く」などの標識は何？



「自転車を除く」「軽車両を除く」などは、補助標識といいます。自転車は軽車両ですので、この補助標識がある場合は、本標識の規制はかかりません。

横浜市内では、一方通行や進入禁止、車両通行止め、指定方向外進行禁止の標識に、自転車を規制対象外とする補助標識が付けられているところがあります。

標識をよく確認しましょう！

一方通行  自転車を除く	進入禁止  本標識
車両通行止め  軽車両を除く	指定方向外進行禁止  軽車両を除く

「自転車は「軽車両」だから、「軽車両を除く」の対象になります。軽自動車のことではないですよ。」



ツ 「自転車を除く」「軽車両を除く」一方通行の道路は、どこを走るの？



一方通行の道路でも、「自転車を除く」「軽車両を除く」補助標識がある場合、クルマの向きと逆方向に進むことができます。

この場合でも、「車道の左側端」を通るルールが適用されるので、進行方向に向かって左側端に寄って通行することになります。



Topic①

クルマの流れと反対方向にある目的地への行き方



車道の逆走は絶対に禁止。
クルマと同じように、
遠回りでも、車道の左側を通行しましょう。

遠回りでも、車道の左側を通って行く

クルマと同じように常に車道の左側端を通行して目的地に向かうのが基本です。

遠回りにはなりますが、徐行しなければならない歩道（普通自転車通行可の場合）に比べ、スムーズに走行でき、時間短縮につながる場合もあります。



自転車を押し歩いて行く

押し歩きをすれば、歩行者と同じ扱いになるので、歩道を通行できます。

時間はかかりますが、押し歩いて道路を渡り、そこから車道を通行することもできます。



通行が認められている歩道を、ゆっくり通行して最短距離で行く

「普通自転車通行可」の歩道では、例外的に歩道の「車道寄り」を徐行して通行することは可能です。

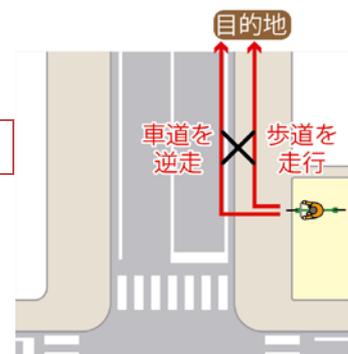
ただし、歩道は歩行者優先でゆっくり通行しなければならないので、原則通り車道の左側を通行した方がスムーズに走行できます。

「普通自転車通行可」の歩道であっても、スピードを出してはいけません。



❌ 車道の逆走や歩道を走行して行く（ルールを無視する）

たとえ最短距離であっても、車道の逆走や、自転車通行が認められていない歩道の通行は禁止です。



Topic②

普通自転車と道路交通法



大きさや構造の条件を満たすものが「普通自転車」。特別な場合での歩道通行など一部のルールに違いがあります。

法律上の「自転車」の定義

道路交通法では、ペダルなどを使って、人力で運転する二輪以上の車として定義されています。(車いすや小児用の車は除きます)

大きさや重さなどの規定はないため、横浜市内を走るペロタクシー（写真）も「自転車」です。



道路交通法での「自転車」の定義は？

ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車であって、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のもの。

自転車の中で一定の条件を満たすものが「普通自転車」

自転車の中で、大きさや構造が、右の基準を満たすものを「普通自転車」といいます。



「普通自転車」の基準

車両の大きさ、構造が次の基準を満たす二輪又は三輪の自転車で、他の車両をけん引していないもの

■ 大きさの基準

【長さ】 190cm 以内 / 【幅】 60cm 以内

■ 車体の構造

- ・側車を付けていない（補助輪を除く）
- ・運転者席以外の乗車装置を備えていない（幼児用座席を除く）
- ・ブレーキが走行中簡単に操作できる位置にある
- ・歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと

国内メーカーの自転車は、ほとんど普通自転車に該当しています。



普通自転車だけに適用される交通ルール

基準を満たす「普通自転車」は、特別な場合の歩道通行や、【並進可】の道路での並進が認められることのほか、【自転車を除く】の補助標識の対象となります。



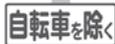
特別な場合のみ認められる歩道の通行

「普通自転車歩道通行可」の標識がある場合でも、歩道通行が認められるのは普通自転車だけです。基準を満たさないその他の自転車は、歩道通行が認められません。

→p10 **1-5** 参照



補助標識【自転車を除く】の対象



補助標識「自転車を除く」の自転車とは、普通自転車のことを指します。基準を満たさないその他の自転車は一方通行等の標識に従います。

→p13,14 **1-7** 参照



並進可の標識がある道路での並進通行

「並進可」の標識がある場合、普通自転車については、並進が認められています。基準を満たさないその他の自転車は、並進は認められません。

→p28,29 **3-1** 参照

2 交差点の通行方法



交差点でこんな人、見かけませんか？

信号の正しい守り方、交差点の

正しい通り方を身につけましょう。

これももちろん
違反です！
交差点は
事故が多い！

T字路の赤
信号は、歩道も
車道も通って
いいよね？

2-4 p24

交差点を
直進するときは、
どんなことに
注意した方が
いいの？

Topic4 p26

クルマが
いないだから
赤信号でも渡って
いいよね！！

2-3 p23

自転車横断帯が
あるときは、
そこを通らないと
だめなの？

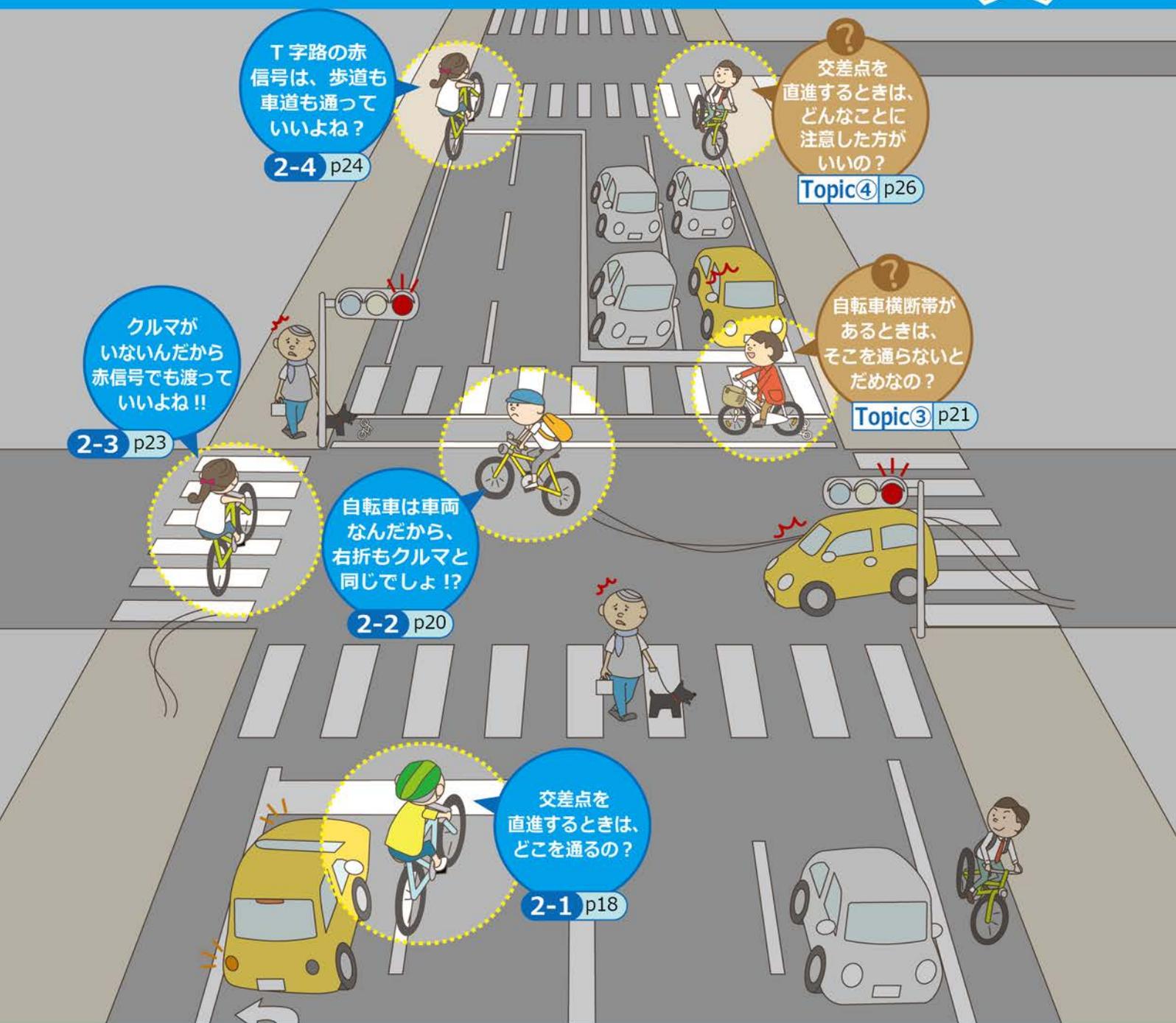
Topic3 p21

自転車は車両
なんだから、
右折もクルマと
同じでしょ！？

2-2 p20

交差点を
直進するときは、
どこを通るの？

2-1 p18



2-1

交差点の直進方法

交差点でも、原則通り「車道の左側端」を直進します。
第二車線、第三車線に無理に入ると危険です。

自転車の正しい使い方

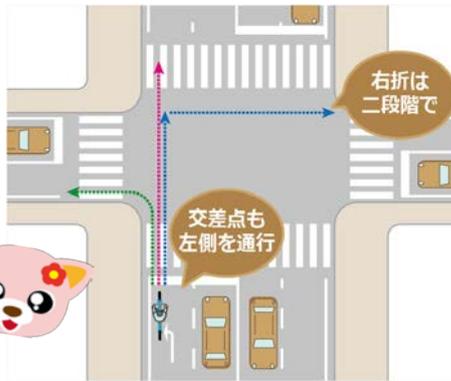
「車道の左側端」を通行します。

①クルマの車線に関わらず、「車道の左側端」の通行が原則です。

②自転車横断帯（右下の図）がある道路では、横断帯を渡る義務があります。→p21 **Topic③** 参照

※直進することが難しい形態の交差点の通行方法 →p25 **コラム①** 参照

■ 交差点の基本

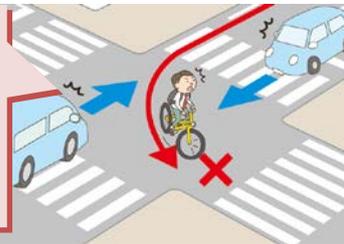


■ 自転車横断帯のある場合

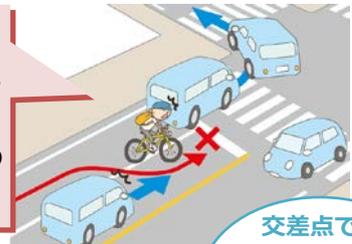


× ルールを守らないと…

①交差点で1人だけルールを守らないと、自分も周りも危険!!



②左折するクルマが邪魔だから、と車線を越えて走ると、後ろからのクルマと接触!!



交差点でも車両としてのルールをしっかり守りましょう。

安全を守るための法律

▼ 道路交通法 第36条 第4項

車両等は交差点に入ろうとする場合及び交差点を通行するときは、交差道路を通行する車両等、反対方向から来る右折車両、横断歩行者に特に注意し、かつできる限り安全な速度と方法で進行しなければならない。

× 違反をすると…

3月以下の懲役
又は
5万円以下の罰金

(道路交通法第119条第1項第2号の2)

▼ 道路交通法 第35条 第1項

車両（軽車両等除く）は、道路標識等により交差点で進行する方向が定められているときは、当該通行帯を通行しなければならない。

5万円以下の罰金

(道路交通法第120条第1項第3号)

▼ 道路交通法 第63条の6

自転車は、道路を横断しようとするときは、自転車横断帯がある場所の付近においては、その自転車横断帯によって道路を横断しなければならない。

2万円以下の
罰金又は料料

(道路交通法第63条の8*適用。
道路交通法121条第1項第4号)
※警察官等の指示に従わず、自転車横断帯を横断しなかった場合



テ 横断歩道は、自転車に乗ったまま渡っていいの？



横断中の歩行者がないなど、歩行者の通行を妨げる恐れがない場合を除き、自転車に乗ったまま通行してはいけません。

押し歩けば、通行できます。



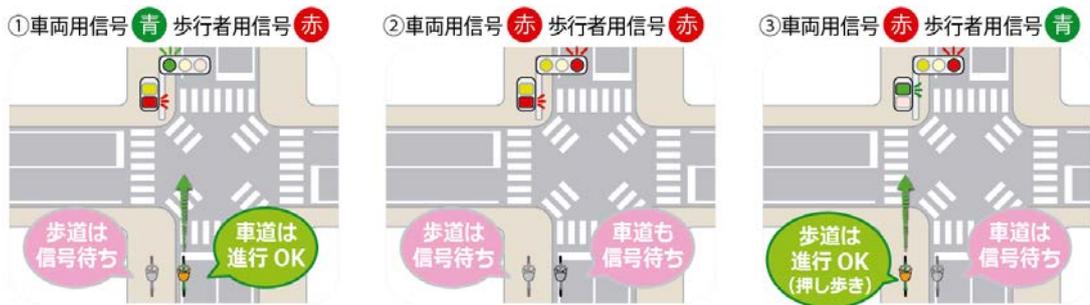
横断歩道を
渡るときは、
押し歩きを
しましょう！

ト スクランブル交差点は、いつ渡ったらいいの？



スクランブル交差点でも、基本は同じ。

- ①車道では「車両用信号」を見て渡ります。
- ②歩道（通行が認められている場合）では、歩行者用信号を見て渡ります。
- ③歩道を押し歩くときも、「歩行者用信号」を見て渡ります。



ナ 信号のない交差点は、どちらの道路が優先なの？

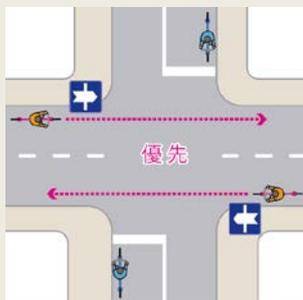


信号機のない交差点では、以下の条件によって優先される側が決まっています。優先すべき交差道路が別にある場合、交差する車両の進行妨害をしてはいけません。優先道路に入る前には徐行し、安全を確認してから進入します。

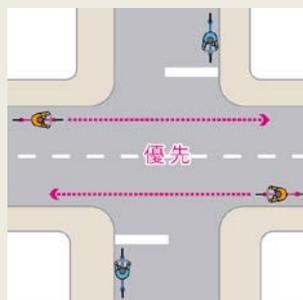
なお、優先道路を通過している場合でも、交差点の「安全進行義務」に違反すれば、処罰の対象です。安全なスピードと方法で進行してください。

■ 信号のない道路での「優先される側」の考え方

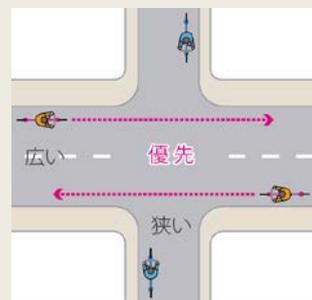
▼ 優先道路の標識がある側



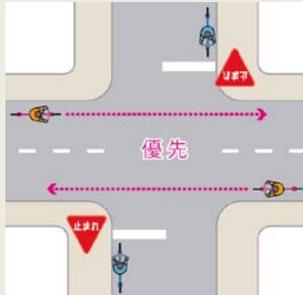
▼ 中央線がつながっている側



▼ 道幅が明らかに広い側



▼ 一時停止等の義務がない側



★ 優先関係が定まらない場合は「左方優先」

標識や道幅などで、優先関係が明確でない交差点では、「左側からの交通を優先させる」ルールとなっています。



2-2 交差点の右左折方法

直進、左折はクルマと同じですが、信号のある交差点での「右折」は2段階右折が基本です。

自転車の正しい使い方

左折は、歩行者に気をつけ、ゆっくり曲がります（徐行）。

右折は、左側端を直進したあと、もう一度横断します。

①交差点の手前から、道路の左側端に寄ります。

②左折は「左側端」を、ゆっくり曲がります。

③右折は「2段階右折」です。一度、直進して交差点を横断し、次の信号が変わるのを待ちます。

■左折の基本

事前に道路の左側端に寄っておき、交差点に沿ってゆっくり曲がります。横断歩行者に気をつけましょう。

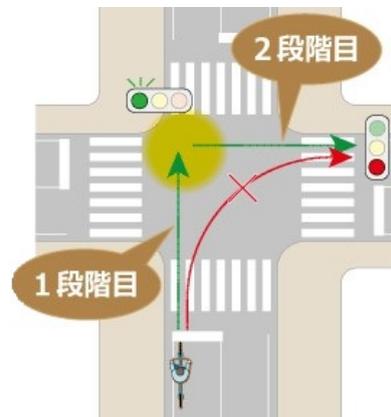


■右折の基本

2段階右折を守りましょう。

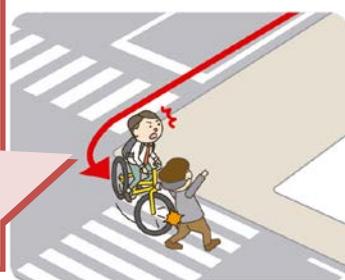
▼1段階目
信号に合わせて交差点を直進します。

▼2段階目
次の信号が変わるのを待ち、再び直進します。

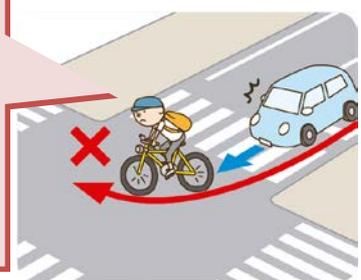


× ルールを守らないと...

①左折するとき「徐行」しないと、横断している歩行者を巻き込んでしまいます。



②道路の左側から直接右折すると、直進するクルマの前を横切ることになり危険!!



安全を守るための法律

▼道路交通法 第34条 第1項

車両は、左折するとき、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り道路の左側端に沿って徐行しなければならない。

▼道路交通法 第34条 第3項

軽車両は、右折するとき、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿って徐行しなければならない。

×違反をすると...

2万円以下の
罰金又は料

(道路交通法第121条第1項第5号)

特に
2段階右折は
クルマと大きく
異なる部分です。
しっかり守って
ください。



Topic③

自転車横断帯の通行義務



車道を通行していても、歩道を通行していても、自転車横断帯を通行する義務があります。

- ①自転車横断帯がある交差点では、車道を通る場合でも、歩道を通る場合でも、自転車横断帯を通行する義務があります。

(道路交通法第63条の6)

- ②車道を通ってきて、交差点を直進、右折の場合は、歩道を通る歩行者や自転車に注意しながら、自転車横断帯に進入し、交差点を渡ります。

- ③左折の場合は、交差点を渡らないため、通常通りの交差点の左折のしかたでOKです。ただし、歩行者や歩道を通行している自転車(通行可の場合)が横断歩道等を渡るため、注意しながら左折してください。



二 信号のない交差点も、2段階右折なの？

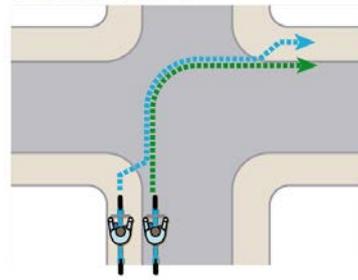


信号がないため、1段階目、2段階目に分けられません。

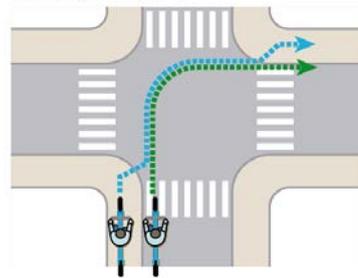
交差点の左側端を、大回りに徐行し、交差点の角を目安に右折します。

横断歩道があっても、自転車横断帯がない場合はこの方法で渡ります。

▼横断歩道なし



▼横断歩道あり



自転車横断帯がなければ、基本的に同じ渡り方でOK。



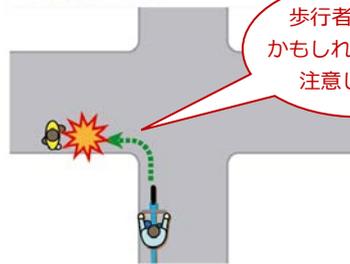
又 歩道も、信号もない小さな交差点の右左折は、どうしたら？



歩道も、信号もない小さな交差点でも、原則どおり、事前に道路の左側端に寄り、交差点の左側端に沿って徐行し、右折、左折をします。

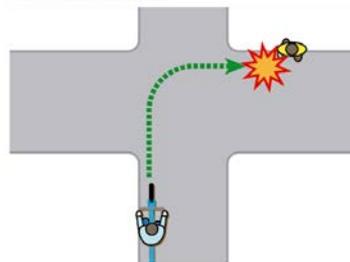
ただし、曲がった先に、歩行者が歩いたり、建物から出てきたりすると危険なため、注意しましょう。

▼左折のとき



歩行者等がいるかもしれないので、注意しよう。

▼右折のとき



歩行者も道路の端を歩いています。気をつけてね。



2-3

信号の見方

車道を走るときは、原則、クルマ用の信号を見ます。

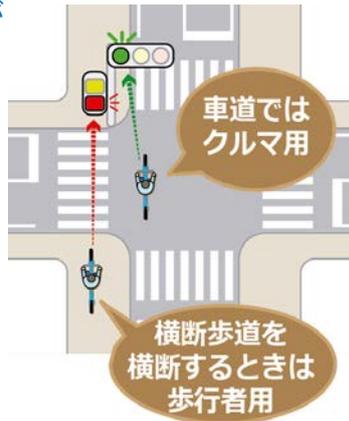
自転車の正しい使い方

常に、対面の信号機を守って横断します。

歩行者・自転車専用信号がないときは、「車両用信号」を見ます。

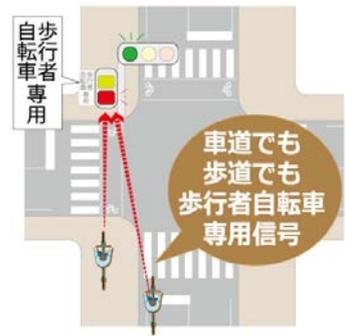
■専用信号がない場合

車道では、車両用信号に従います。横断歩道を横断するときは、歩行者用信号に従います。



■専用信号がある場合

自転車横断帯がついている道路では、歩行者自転車専用の信号がついていることが多くあります。この場合、歩道でも、車道でも、歩行者・自転車専用信号に従います。



→p21 [Topic③](#) 参照

×ルールを守らないと…

信号を無視して飛び出せば、大きな事故につながります。



信号を守る、ということはみんなが知っている基本的な交通ルール。しっかり守ること！

安全を守るための法律

▼道路交通法 第7条

道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等に従わなければならない。

×違反をすると…

3月以下の懲役
又は
5万円以下の罰金など

(道路交通法第119条第1項第1号の2及び第2項、第121条第1項第1号)

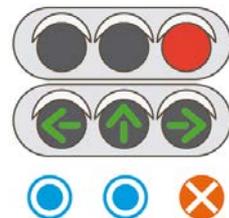


ネ 青矢印の信号は、渡ってもいいの？



片側2車線以上の交差点では、青矢印の信号がついている交差点もあります。

直進、左折はクルマと同じように、青矢印の信号に合わせてOK。右折は「2段階右折」のため、青矢印での横断は禁止です。



2-4

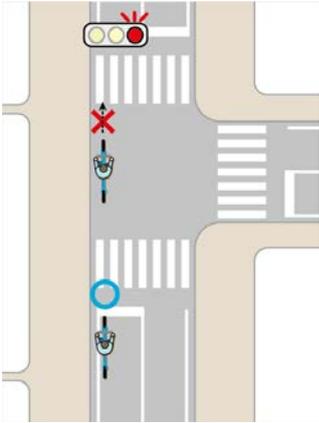
T字路の通行方法

車道を走るときは、クルマと同じように通行します。

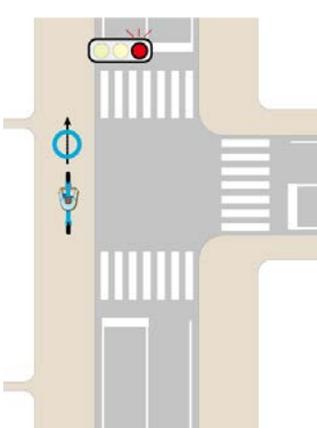
自転車の正しい使い方

T字交差点、Y字交差点など、形が特殊な交差点でも、通行の方法は同じです。
車道では、クルマと同じように赤信号では停止します。

■車道を通行しているときは…
どんな交差点でも、赤信号では必ず停止。

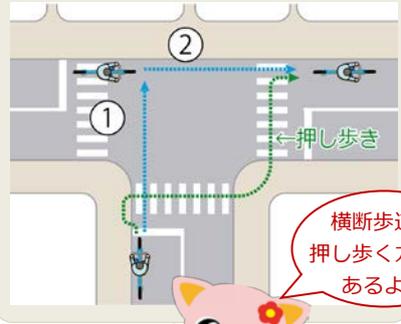


■歩道を通行できる場合は…
歩道内(普通自転車通行可の場合)であれば、信号で停止する必要はありません。



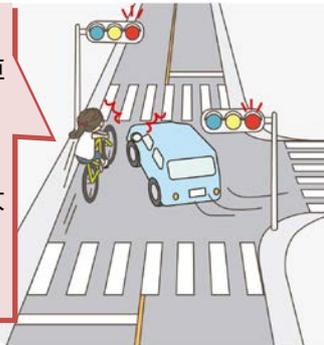
T字路などでの
右折の方法は？

「2段階右折」が原則。①→②の順に通行します。横断歩道を押し歩くこともできます。

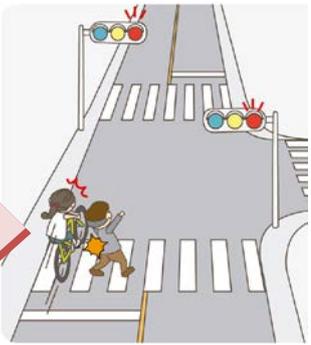


×ルールを守らないと…

①交差する方向のクルマは、自転車が走ってくると想定していません。ぶつかれば大事故につながります。



②青信号で横断している歩行者は、自転車が突っ込んでくると想定していないので、事故につながります。



交差点のルールは、交差点の形で異なることはありません。

安全を守るための法律

▼道路交通法 第7条

道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等に従わなければならない。

×違反をすると…

3月以下の懲役
又は
5万円以下の罰金など

(道路交通法第119条第1項第1号の2及び第2項、第121条第1項第1号)





特殊なY字交差点は、どう渡るの？



図の場合、左に曲がるクルマが多いため、自転車で右斜めに向かうと、交差します。

無理に道路を横切ると危険なため、横断歩道を押して歩くことをオススメします。



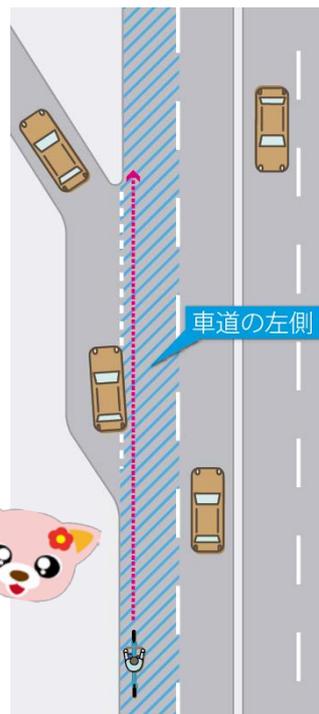
高速道路のインターの流入路は、どうやって通るの？



図のように、自転車の走る一番左側の車線が、高速道路のインターチェンジなどに直接入っていく道路（下図②）があります。

- ①の場合は、高速道路に入ろうとするクルマに気をつけながら、直進してください。
- ②の場合は、高速道路のインターに入る交差点、又は導流帯（ある場合）の手前で、しっかりと安全を確認し、後ろのクルマの進行妨害にならないように、右側に行きましょう。

①導入路付きの一般的
高速道路 I C の場合



②左側車線が
高速道路 I C 直結の場合



Topic④

交差点を直進するときの注意点



クルマの死角と、左折巻き込みに気をつけましょう。

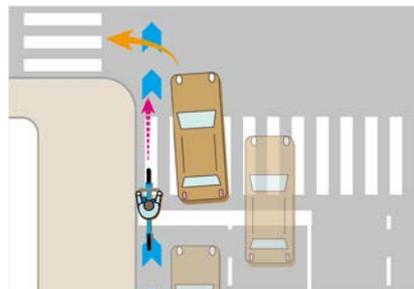
- ①交差点ではクルマから見えない「死角」に注意します。クルマに気付かれていないと、接触事故につながります。



- ②左折のクルマに巻き込まれないように、注意して進みます。

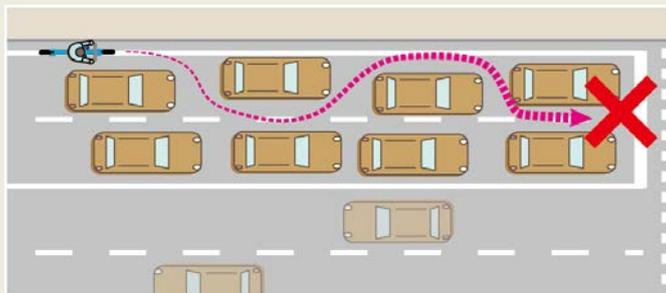
クルマに気付かれていない可能性も考えて、注意して通行してください。

クルマの運転者も、交差点を直進してくる自転車には注意しましょう。



- ▼クルマの間をすり抜けるのは、交通違反となり、大変危険な行為です。絶対にやめましょう。

むやみな進路変更や割り込み、交差点付近での追い越しは自転車も禁止されています。また、クルマが発進するかもしれない、危険です。



安全を守るための法律

▼道路交通法 第32条

車両は、停止もしくは、停止しようとして徐行している車両等や、これらに続いて停止、徐行している車両等に追いついたときは、その前方にある車両等の側方を通過して当該車両等の前方に割り込み、又はその前方を横切ってはならない。

×違反をすると…

5万円以下の罰金

(道路交通法第120条第1項第2号)

3 自転車の安全な使い方

まちなかでこんな人、みかけませんか。
無灯火、ながら運転、飲酒運転などは、
道路交通法違反。絶対禁止です!!

自転車の運転者には**安全に運転する義務**があります!



あっ、雨だ。
傘をささなきゃ。
ながら運転もしょうがない!?

3-2 p30



二人乗りは
気をつけていれば大丈夫!?

3-3 p32



街路灯で
明るいから、
ライトをつけなくても大丈夫!!

3-6 p37



また注意を受けちゃったけど
何もペナルティないし...

Topic6 p38

二人乗りの
タンデム自転車を
街中で乗ってもいいの?

Topic5 p33

自転車は
並んで走っても
邪魔にならないよね!!

3-1 p28



お酒を
飲んだけど
自転車だから
大丈夫!?

3-4 p34



歩行者が邪魔
だなぁ...ベルを
鳴らしてどいて
もらおう!!

3-5 p36



3-1

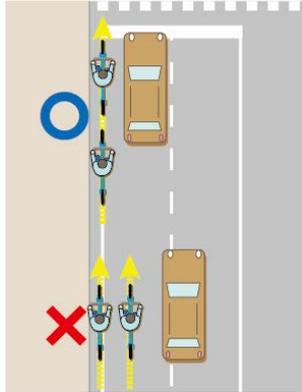
並進の禁止

自転車が並んで走ると、周りのクルマや歩行者の通行の妨げになって、とても危険です。

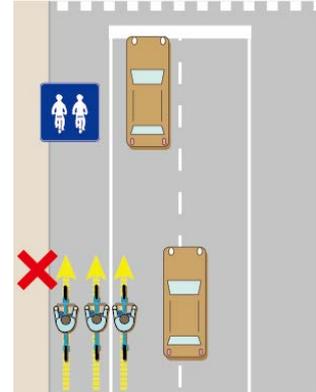
自転車の正しい使い方

自転車は原則、「並進禁止」です。1列に並んで走行しましょう。

並進は原則禁止です。
縦1列で通行します。

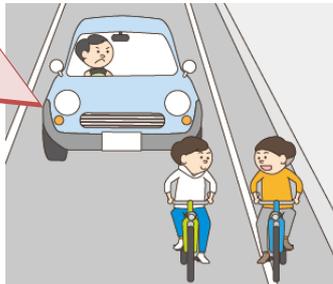


「並進可」の標識がある場合は、並進できますが、3列に並ぶのは禁止です。

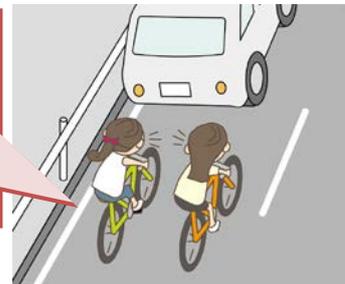


× ルールを守らないと…

①車道で並進すると、後ろから来るクルマの迷惑になります!!



②おしゃべりに夢中で、前のクルマの停止に気付かず追突!!



安全を守るための法律

▼道路交法 第19条

自転車など軽車両は、他の軽車両と並進してはならない。

×違反をすると…

2万円以下の罰金又は料

(道路交法第121条第1項第5号)

▼道路交法 第63条の5

普通自転車は、「並進可」の道路標識のある道路では、第19条の規定にかかわらず、2台までに限り、他の普通自転車と並進することができる。

※罰則規定なし

並進すると道幅をとるだけでなく、会話等で注意散漫になることもあり危険です。





ヒ 歩道を通行できる場合でも「並進」は禁止？



軽車両の並進の禁止を規定する、法第 19 条では、車道、歩道の分けなく並進を禁止しています。

「並進可」の標識がない限り、並進してはいけません。



フ 横浜市には「並進可」の標識はあるの？



実は、普通自転車「並進可」の標識は、横浜市内にはなく、全国的にもほとんど設置されていません。

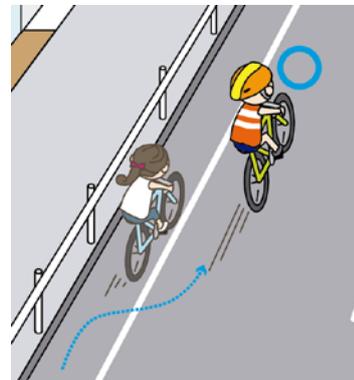
「並進可」の標識がないため、横浜市内では並進できません。

ヘ 遅い自転車を追い越したときに一瞬並ぶのも「並進」になる？



並進は並んで走ることですので、他の自転車を追い越す場合など、一時的に並進することは「並進禁止」のルールにはあてはまりません。

なお、追い越し方については、p7 **1-3** を参照ください。



ホ 子どもは「歩道」、保護者は「車道」で並ぶのもダメなの？



子どもと保護者が一緒に自転車で移動するときは、自転車は車道通行が原則であるため、子どもは歩道を通り、大人は車道を通ることが想定されます。

軽車両の並進禁止のルールは、車道、歩道関係なく適用されるため、並んで走ることにはできません。

子どもと一緒に車道を走ることが危険なときは、歩道を一緒に徐行したり、押し歩くことをオススメします。



「ながら運転」は、
操作のミスや、不注意な運転につながり、危険です。

自転車の正しい使い方

自転車を適切に操作できない「ながら運転」は禁止です。

- 例えば…
- ①傘をさしながら
 - ②携帯電話で通話しながら
 - ③大音量で音楽を聴きながら
 - ④犬を散歩しながら
 - ⑤スマホでメールやゲームをしながら
 - …など

雨ガッパを着る、携帯を使わないなど、ながら運転をしないようにしましょう。

× ルールを守らないと…



安全を守るための法律

▼道路交通法 第70条

車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。

▼道路交通法 第71条

車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。(以下、第1号から第6号の遵守事項が記載されるが省略)

▼神奈川県道路交通法施行細則 第11条

法第71条第6号により公安委員会が定める運転者の遵守事項は、次に掲げるとおり。

※施行細則では全12項目示されているが、ここでは関連する項目のみ掲載。

- (2) 傘を差し、物を担ぎ、物を持つ等視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で運転しないこと。
- (3) 携帯電話用装置を手で保持して通話、操作、画像を注視しながら自転車を運転しないこと。
- (5) 大音量で、又はイヤホン若しくはヘッドホンを使用して音楽等を聴く等安全な運転に必要な音、声が聞こえない状態で運転しないこと。

×違反をすると…

3月以下の懲役又は
5万円以下の罰金

(過失の場合：10万円以下の罰金)

(道路交通法第119条第1項第9号、第119条第2項)

5万円以下の罰金など

(道路交通法第120条第1項第9号)

自転車も
クルマと同じように
安全に運転する
義務があります。





マ 傘を自転車に装着すれば、「ながら運転」にならない？



積載物の大きさ制限または積載方法制限に違反する場合があります。

雨の日は、雨ガッパを着る、自転車を利用しないなどの方法をおすすめします。

→p46 **4-4** 参照



三 片耳イヤホンなら、「ながら運転」にならない？



禁止されている「ながら運転」の基準は、都道府県によって異なります。

神奈川県では、イヤホンやヘッドホンの使用方法や音量の大小に関係なく、安全な運転に必要な音または声が聞こえない状態の場合、違反となります。



△ 止まって携帯、スマホを操作するのは大丈夫？



交差点などで完全に停止しているときに、携帯電話やスマートフォンを操作することは、認められています。

ただし、信号が変わって即座に発進しなければいけない状況だと、周りのクルマや自転車にも迷惑です。

周りの迷惑にならない安全な場所で、自転車を降りて、立ち止まって使うようにしてください。



自転車は原則 1 人で乗るもの。2 人で乗れば、ブレーキも、ハンドルも操作できずに危険です。

自転車の正しい使い方

二人乗りは原則禁止です。
荷台は、人が乗るところではありません。



例外的に認められる場合

幼児を最大 2 人まで、専用の座席等に正しく乗せる場合で、運転者が 16 歳以上、同乗者が 6 歳未満の場合。



→ p 42 **4-2** 参照

× ルールを守らないと…

① バランスを崩せば、一緒に転んで大けがをすることもできません。



② 急ブレーキをかけても、2 人分の体重がかかるとすぐには止まらず衝突!!



安全を守るための法律

▼ 道路交通法 第 55 条 第 1 項

車両の運転者は、当該車両の乗車のために設備された場所以外の場所に乗車させて運転してはならない。

▼ 道路交通法 第 57 条 第 2 項

公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要があると認めるときは、軽車両の乗車人員又は積載重量等の制限について定めることができる。

▼ 神奈川県道路交通法施行細則 第 9 条

法第 57 条第 2 項により公安委員会が定める軽車両の乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限は、次に掲げるとおり。

ア 二輪の自転車にあっては 1 人、三輪の自転車にあっては乗車装置に応じた人員を超えないこと。
(以下省略)

車両には安全に運転できる乗車定員があります。しっかり守ること。

× 違反をすると…

5 万円以下の罰金

(道路交通法第 120 条第 1 項第 10 号)

2 万円以下の罰金又は科料

(道路交通法第 121 条第 1 項第 7 号、
道路交通法第 123 条)



Topic⑤

二輪のタンDEM自転車

神奈川県では、公道を通行できません。(平成31年2月時点)

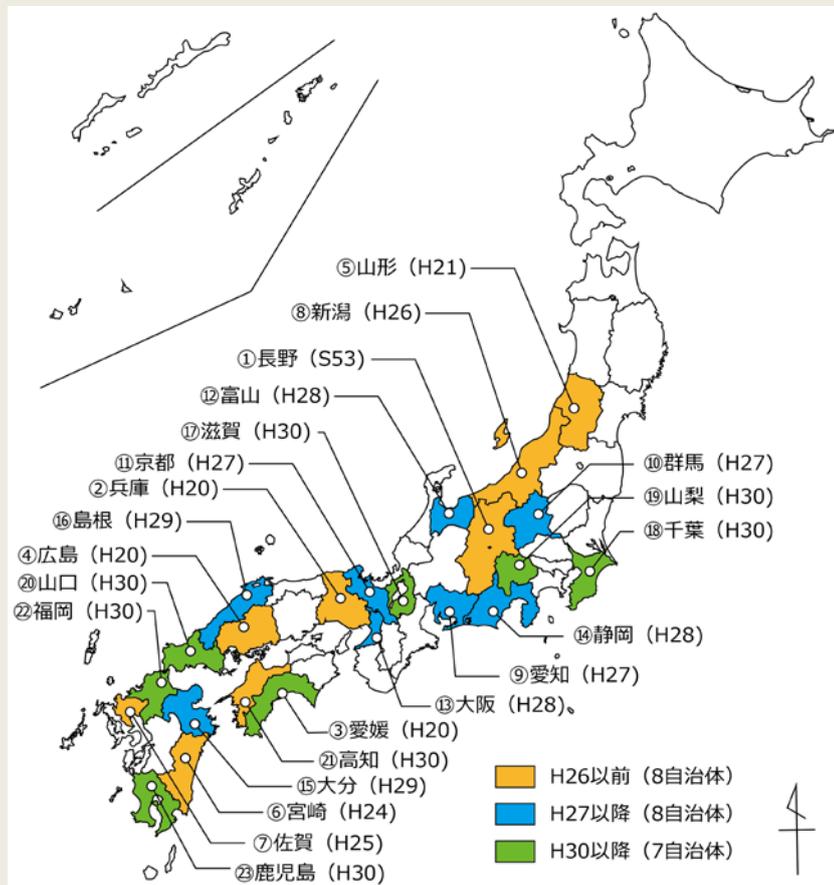
2人分の座席のついたタンDEM自転車の公道通行の可否は、各都道府県の道路交通法施行細則によって決められており、都道府県ごとに異なります。



2019年2月時点、神奈川県では、二輪のタンDEM自転車は通行することができません。三輪の場合、通行は認められていますが、普通自転車に該当しないので、歩道通行をすることはできません。 →p16 [Topic②](#) を参照

■二輪のタンDEM自転車の公道通行可能な都道府県

- ①長野県
- ②兵庫県
- ③山形県
- ④愛媛県
- ⑤広島県
- ⑥宮崎県
- ⑦佐賀県
- ⑧新潟県
- ⑨愛知県
- ⑩群馬県
- ⑪京都府
- ⑫富山県
- ⑬静岡県
- ⑭大阪府
- ⑮大分県
- ⑯島根県
- ⑰滋賀県
- ⑱千葉県
- ⑲山梨県
- ⑳山口県
- ㉑高知県
- ㉒福岡県
- ㉓鹿児島県



(平成30年11月現在。公道通行許可日付順)

✕ 横浜のペロタクシーは、なぜ多くの人に乗れるの？



神奈川県道路交通法施行細則では、「三輪の自転車にあっては乗車装置に応じた人員を超えないこと」としており、後ろに専用の乗車装置(座席)を付けているので、問題ありません。

ただし、自転車の幅や高さが「普通自転車」の大きさを超えるため、歩道の通行は認められず、車道を通行します。



3-4

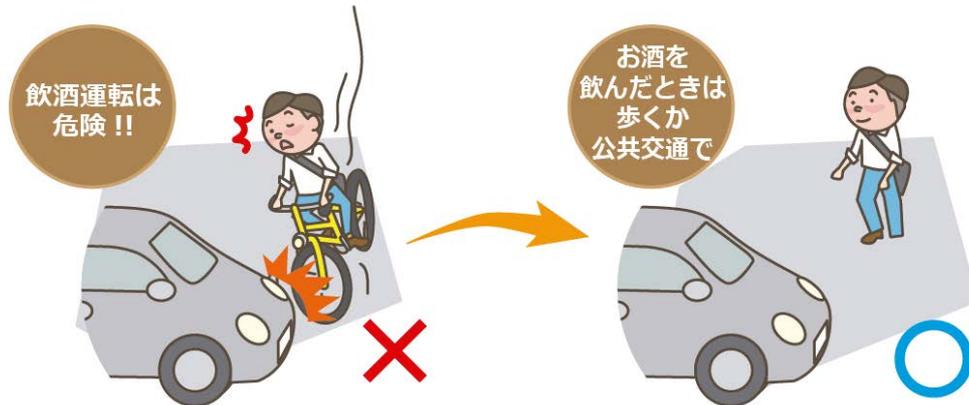
飲酒運転の禁止

飲酒運転はクルマと同じく法律違反です。
自転車に乗るときは、お酒を飲まない！

自転車の正しい使い方

お酒を飲んだら、自転車に乗ってはいけません。

判断力、操作能力などが著しく低下しているため、絶対に乗らないこと。



× ルールを守らないと…

① 自転車をコントロールできず、自分も、周りの人も巻き込んで大事故につながります。

② 操作を誤ってそのまま転倒、頭を打って大けがしてしまいます。



飲酒運転はクルマと同じく非常に厳しい罰則規定になっています。

安全を守るための法律

▼ 道路交通法 第 65 条 第 1 項

何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。

× 違反をすると…

5 年以下の懲役
又は
100 万円以下の罰金

(道路交通法第 117 条の 2 第 1 号)





⑦ 「酒酔い」と「酒気帯び」は、どう違うの？



間違えやすいですが、「酒酔い」とは、「酒に酔って、正常に運転できない状態で運転すること」であり、呼気に含まれるアルコール濃度は関係ありません。

酒に酔って自転車に乗れば、重い処分が下されます。ただし、酒に酔ったとき、自分では「酔っていない」と思い込んでいる場合もあります。基本的には、お酒を飲む場合には、自転車に乗らないことを徹底しましょう。

なお、クルマについては、呼気に0.15mg以上のアルコールが検出された段階で「酒気帯び」として処分が下されます。

■ 「酒酔い」と「酒気帯び」の違い

状態	呼気のアルコール濃度	自転車の処分	クルマの処分
酒酔い	関係なし ※正常に運転できない状態の場合、全て該当	5年以下の懲役又は 100万円以下の罰金	5年以下の懲役又は 100万円以下の罰金 +免許取消(3年)
酒気帯び	0.25mg 以上	罰則なし	3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金 +免許取消(2年)
	0.15~0.25mg	罰則なし	3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金 +免許停止90日

⑧ 自転車運転者にお酒をすすめた人も、罪になるの？



道路交通法では、酒酔い・酒気帯び運転を未然に防ぐため、厳しいルールを定めています。

例えば、飲酒を伴う席で、自転車やクルマ等の運転者に対してお酒をすすめることも、お店がお酒を提供することも、飲酒した人に車両を貸すことも、禁止されています。

自転車の運転者が酒酔い運転で捕まった場合、お酒を勧めた人も、「3年以下の懲役又は50万円以下の罰金」という重い処分が下ります。

道路交通法 第65条第2項

何人も、酒気を帯びている者で、前項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがあるものに対し、**車両等を提供してはならない。**

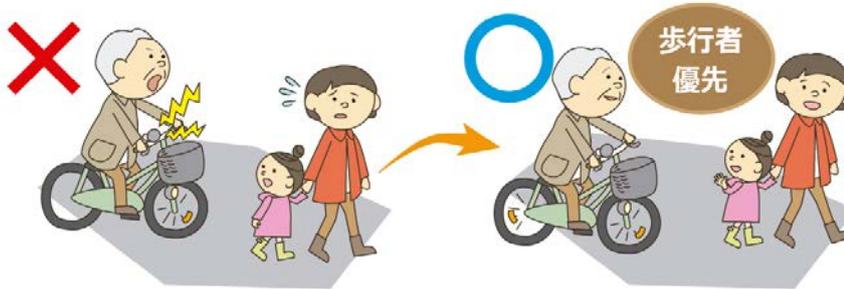
道路交通法 第65条第3項

何人も、第一項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがある者に対し、**酒類を提供し、又は飲酒をすすめてはならない。**

自転車のベルは、クルマのクラクションと同じ「警音器」。むやみに鳴らせば法律違反です。

自転車の正しい使い方

法律で定められている場合と、危険防止のためのベル以外は禁止です。
歩行者に使うものではありません。
例外的に歩道を通行するときは、歩行者優先で一時停止が基本です。



警音器（ベル）の取付けの義務

車両等の構造・装置を規定する道路運送車両法（第 45 条 軽車両の構造及び装置）の中で、軽車両は右の 5 つの技術基準に適合することが求められ、その中で警音器の取付けが義務化されています。

- ①長さ、幅及び高さ
- ②接地部及び接地圧
- ③制動装置
- ④車体
- ⑤警音器

× ルールを守らないと…

①歩行者優先の歩道で、わがもの顔でベルを鳴らせば、鳴らされた方はイライラ!! 思わぬ口論になるかもしれません。



安全を守るための法律

▼道路交通法 第 54 条 第 2 項

車両等の運転者は、法令の規定により警音器を鳴らさなければならない場合を除き、警音器を鳴らしてはならない。ただし、危険を防止するためやむを得ないときは、この限りでない。

×違反をすると…

2万円以下の罰金又は料料

(道路交通法第 121 条第 1 項第 6 号)

注意：ベル（警音器）を鳴らすべき場合

- ①「警笛ならせ」の標識がある道路
- ②「警笛区間」の見通しが悪い場所
- ③危険防止のため、やむを得ない場合



クルマのクラクションと同じ考え方です。鳴らすのは特別な場合のみです。

夜間はライトを点灯して 自分の存在を周りにアピールしましょう。

自転車の正しい使い方

夜間はライトを必ず点灯すること。自分の存在をアピールすることが大切です。

- ①前にも、後ろにも、決められた色、明るさのライトや反射鏡をつけること。
- ②色は、相手から見て「向かってくるのか」「遠ざかるのか」を判断するために重要です。大人の自転車も、子どもの自転車も、正しくライトをつけましょう。

●前照灯（色は白か淡黄）
夜間に、前方5メートル*の距離にある交通上の障害物を確認することができる光度
*神奈川県基準。都道府県で異なります。



●反射器（色は橙か赤）
※ライトだとより安全
夜間、後方100mの距離から、容易に確認できるもの。



後ろも
ライトをつけると
より安全だよ。

×ルールを守らないと…

①自分は見えていても、相手からは見えておらず、相手から気付かれず、事故につながります。



②前に赤いライトをつけていると、クルマは「遠ざかっていく」と勘違いしてしまいます。



安全を守るための法律

▼道路交通法 第52条 第1項

車両等は、夜間、道路にあるときは、政令で定めるところにより、前照灯、車幅灯、尾灯その他の灯火をつけなければならない。

×違反をすると…

5万円以下の罰金

(道路交通法第120条第1項第5号)

▼神奈川県道路交通法施行細則 第7条

前照灯の灯火は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1)白色又は淡黄色であること。
- (2)夜間、前方5mの距離にある交通上の障害物を確認できる光度を有すること。
- (3)発電装置のものは、照射方向が下向きかつ、その主光軸の地面の照射点が前方5mを超えないこと。

▼道路交通法施行規則 第9条の4

- (1)夜間、後方百メートルの距離から道路運送車両の保安基準に適合する前照灯で照射したときに、その反射光を照射位置から容易に確認できるものであること。
- (2)反射光の色は、橙色又は赤色であること。

危険なルール違反を繰り返すと、
自転車運転者講習を受けなければなりません。

講習のルール

3年間に2回以上危険な違反を繰り返した自転車運転者（14歳以上）には、「自転車運転者講習」の受講義務があります。

警告の対象となる「15の危険行為」は、以下のものです。

■ 自転車運転者講習について

【受講料】	6,000円
【講習時間】	3時間
【講習日】	3カ月以内
【対象年齢】	14歳以上

■ 対象となる15の危険行為

- | | |
|--------------------|--------------|
| ①信号無視 | ②通行禁止違反 |
| ③歩行者用道路における車両の義務違反 | ④通行区分違反 |
| ⑤路側帯通行時の歩行者の通行妨害 | ⑥遮断踏切立入り |
| ⑦交差点安全進行義務違反等 | ⑧交差点優先車妨害等 |
| ⑨環状交差点安全進行義務違反等 | ⑩指定場所一時不停止等 |
| ⑪歩道通行時の通行方法違反 | ⑫制動装置不良自転車運転 |
| ⑬酒酔い運転 | ⑭安全運転義務違反 |
| ⑮妨害運転 | |

■ 講習の内容（神奈川県警）

テキストや視聴覚教材を利用して、自転車のルール等の再確認をします。



【内容】 ※神奈川県警ホームページより

- ・ 交通ルールに関する小テスト
- ・ 自転車の基本的なルールの再確認
- ・ ディスカッション（受講者自身の危険な行動を振り返り、事故の危険性や安全行動について）

…など

安全を守るための法律

▼ 道路交通法 第108条の3の4

公安委員会は、自転車の運転に関しこの法律もしくは命令の規定又は、処分に違反する行為であって、道路交通の危険を生じさせるおそれのあるものとして政令で定めるもの（「危険行為」という。）を反復してした者が、更に自転車を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該期間内に行われる自転車運転者講習を受けるべき旨を命ずることができる

×受講しないと…

5万円以下の罰金

（道路交通法第120条第1項第17号）

4 自転車を使う心構え

ちょっとしたルール違反を、仕方がないと、
思っていないですか？その考えは周りの人にと
って非常識なことかもしれません。

やって良いこと、
悪いこと、
しっかり認識
して下さい



歩行者にケガ
させちゃった…
自転車保険なんか
入ってないよ…

4-7 p50



事故になんて
あわないし
ヘルメットは
いらないよね？

4-3 p45



ブレーキが
効かないけど
気を付ければ
いいよね？

4-5 p48



ほんのちょっと
だから、自転車
をとめても
いいよね？

4-1 p40



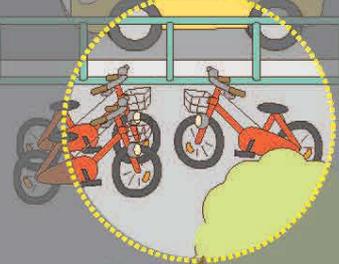
大きな荷物を
荷台に乗せて
運んでも
いいよね？

4-4 p46



便利な
コミュニティ
サイクルのこと
知ってる？

Topic ⑦ p51



事故になっ
たけど、話し合
いで済ませれば
いいよね？

4-6 p49



子ども3人を
一緒に自転車に
乗せても
いいよね？

4-2 p42



4-1

駐輪のルール

自転車の放置はルール違反！短い時間でも、駐輪場などのとめてよい場所にとめましょう。

自転車の正しいとめ方

自転車は、必ず**駐輪場**などのとめてもよい場所にとめましょう。

公共の場所（駅前広場、道路、公園等）には、自転車を放置してはいけません。放置された自転車は、移動の対象になります。



■市営自転車駐車場の調べ方

横浜市営の駐輪場の情報は、ホームページで調べることができます。

▼横浜市道路局 交通安全・自転車政策課
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/bicycle/bicycle-parking/search/>

▼二次元コード



×ルールを守らないと…

①車いすやベビーカーが通れなかったり…

②視覚に障がいがある人がぶつかったり…

③歩行者の通行の妨げになったり…



安全を守るための条例

▼横浜市自転車等の放置防止に関する条例第2条（定義）

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(7) **放置**：自転車及び原動機付自転車が駐車を認められた場所以外の公共の場所に置かれ、又は自動二輪車が、道路若しくは駐車を認められた場所以外の公共の場所に置かれ、かつ、当該自転車等の利用者等が当該自転車等から離れているため、**直ちに当該自転車等を移動することができない状態**をいう。

×放置すると…

→ 保管場所に移動されることがあります。

■手数料

保管場所に、移動された自転車を引き取る場合、手数料がかかります。

①自転車	1,500円
②バイク	3,000円



㊦ 放置すると、すぐに移動されるの？



「自転車等放置禁止区域」内に放置された自転車は、放置した時間の長さに関わらず、移動の対象となります。

移動作業にあたっては事前に周知を行い、移動した場合は移動したことを伝える紙を路面に貼ります。



㊧ 移動された自転車は、いつまでに、どこに取りに行けばいいの？



保管期間は2か月間で、返還受付の時間は平日と土日で異なります。ご注意ください。

移動された駅によって、自転車を保管している場所が異なります。ホームページなどで対象駅から返還を受ける保管場所を調べてください。

■ 保管の期間

移動された日から「2か月間」

■ 返還受付の時間

月～金曜日 午前11時～午後7時
土・日曜日 午後1時～午後5時
※年末年始と祝・祭日は返還受付をしていません。

■ 駅ごとの指定保管場所

返還場所は、市内23か所にあります。

移動された駅ごとに、保管場所が決まっています。



■ 手続きに必要なもの

- ①手数料（自転車の場合 1,500円）
（バイクの場合 3,000円）
- ②自転車・バイクの鍵
- ③本人を確認できるもの
（運転免許証、保険証、学生証など）

■ 照会方法

返還を受ける保管場所に電話で連絡します。
移動された駅、自転車の色などの特徴を伝え、保管されているかどうか、確認してください。

㊨ チェーンで柵などに固定されているときは、どうなるの？



チェーンを切断しなければ移動できない場合は、移動作業の付随行為として、やむをえず切断し、移動しています。

なお、切断したチェーンの損傷については、補償されません。

4-2

子どもを自転車に乗せるときのルール

落ちないように
ベルトをしっかり
つけましょう。また、
子どもにヘルメットを
かぶせましょう。

**6歳未満の幼児2人まで。
専用の座席が付いた自転車に乗せてください。**



自転車の正しい使い方

運転者は16歳以上、幼児は6歳未満など、
様々な条件が付きます。

幼児2人同乗用自転車ではない自転車で、幼児1人を
幼児用座席に座らせ、さらに幼児もう1人を
おんぶする。



良いケース

幼児1人を幼児用座席に座らせる。
または、おんぶする。



幼児2人同乗用自転車※で
幼児2人を幼児用座席に座らせる。



幼児2人同乗用自転車ではない自転車で、幼児1人を
幼児用座席に座らせ、さらに幼児もう1人を
おんぶする。



悪いケース

幼児2人同乗用自転車ではない自転車で、
幼児2人を幼児用座席に座らせる。



幼児2人を幼児用座席に座らせ、
さらに、幼児をもう1人おんぶする。



幼児用座席に座らせられないとき、
だっこは運転に影響することが多
いため、おんぶが基本です。



ルールを守らないと...

①乗車制限を超
えると balan
スがくずれて
危険！



②専用座席のない荷台
に子どもを乗せると、
落下して危険！



安全を守るための法律

▼道路交通法 第57条 第2項

公安委員会は、道路における危険を防止し、その他
交通の安全を図るため必要があると認めるときは、
軽車両の乗車人員又は積載重量等の制限について定
めることができる。

×違反をすると...

2万円以下の
罰金又は科料

(道路交通法第121条第1項第7号、
道路交通法第123条)

子どもを
守るための
大切なルール
です。



▼神奈川県道路交通法施行細則 第9条

二輪の自転車にあっては1人、三輪の自転車にあっては乗車装置に応じた
人員を超えないこと。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (ア) 幼児用座席を設け、当該幼児用座席に幼児1人を乗車させ、16歳以上の者が運転する場合
- (イ) 幼児1人をひも等で確実に背負って16歳以上の者が運転する場合
- (ウ) 幼児用座席を設け、当該幼児用座席に幼児1人を乗車させ、及び幼児1人をひも等で確実に背負って16歳以上の者が運転する場合
- (エ) 幼児二人同乗用自転車の幼児用座席に幼児2人を乗車させ、16歳以上の者が運転する場合



㊦ 幼児2人を乗せることができる自転車の選び方は？



幼児を前と後ろに乗せることができるのは、しっかりと子ども2人を支えるための安全基準を満たした「幼児2人同乗用自転車」に限られています。

「幼児2人同乗基準適合車」には、BAAマークと幼児2人同乗基準適合車マークが貼られています。



安全・環境基準適合車に貼られるBAAマーク

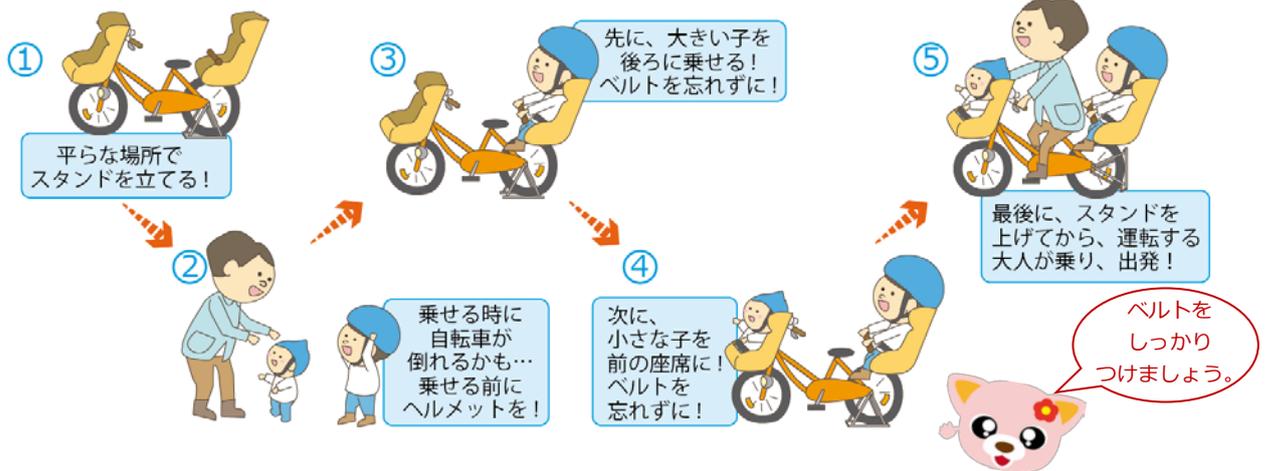


幼児2人同乗基準適合車に貼られるマーク

㊦ 子どもを安全に乗せたり、降ろしたりするには？



幼児用の座席に子どもを乗せるとき、降ろすときに自転車が転倒すると、大きな怪我につながってしまいます。しっかりと安全を確保し、安定した平らな場所で乗り降りさせてください。



㊦ 幼児を乗せるときの体重や身長を目安は？



安全のために、「自転車用幼児座席のSG基準（チャイルドシートの安全性の基準）」を目安にしましょう。

	体重	身長	年齢
前乗せ	8kg～15kg	70cm～100cm	1歳以上 4歳未満
後ろ乗せ	8kg～22kg	70cm～115cm	1歳以上 6歳未満

□ チャイルドシートは、どんな自転車でもつけられるの？



後ろ乗せのチャイルドシートをつけるためには、自転車のフレームの強度が「クラス25（最大積載量 25kg）」以上でなければいけません。

前乗せのチャイルドシートは、ハンドルの形状によっては物理的につけられない場合がありますが、フレームの強度の条件はありません。



㊦ チャイルドトレーラーは、どこを通ればいいのか？



子どもを乗せたトレーラーをひいて走る、いわゆる「チャイルドトレーラー」は、法的には、自転車によるけん引になり、普通自転車ではなくなります。

そのため、普通自転車の歩道通行が認められる場所でも、車道以外は通行できません。



→p16 [Topic②](#) 参照

4-3

ヘルメットを子どもに着用させる義務

子どもの自転車死亡事故の主な損傷は頭部です。
保護者には、子どもを守る責任があります。

自転車の正しい使い方

13歳未満の子どもは、保護者が、子どもにヘルメットを着用させましょう。
保護者は、子どもの安全のために、ヘルメットを着用させる義務があります。
自分で運転する場合、一緒に乗る場合、どちらも同じです。

肘当て、
膝当て、手袋も
オススメ



子どもが
自分で運転
するときも



保護者と
一緒に乗る
ときも

あごひも、
ベルトも
しっかりしめ
ましょう。

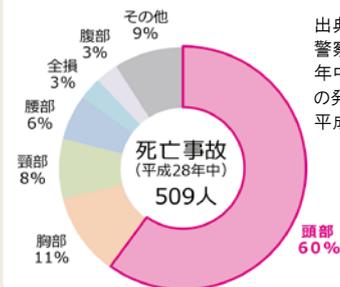


■ 自転車死亡事故の損傷部位 = 頭部が6割

平成28年中の自転車乗用中の死亡事故のうち、子どもも大人も含めて、死者の6割は頭部の損傷によるものとされています。

頭部を守るヘルメットを、正しく着用することで、着用していなかった場合の1/4に死者の割合が減ったとの調査結果もあります。

▼平成28年の死亡事故の損傷主部位の割合



出典：
警察庁「平成28
年中の交通事故
の発生状況」、
平成29年3月

× ルールを守らないと…

①チャイルドシート
に乗せたとき、
自転車ごと倒れて
しまったら、頭を
打って危険！



②子どもが転んで頭を打って
大けがをしたら大怪我に！



安全を守るための法律

▼道路交通法 第63条の11

児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

×違反をすると…

※罰則規定なし

ヘルメットで
子供を事故から
守りましょう！



4-4 荷物の積載についてのルール

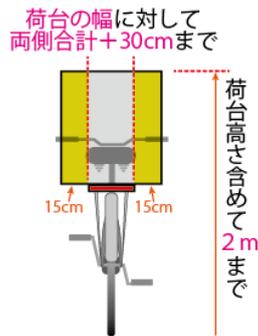
荷物の大きさ、重さには制限があります。
制限を超えると、接触やふらつきによる事故につながります。

自転車の正しい使い方

幅、長さ、高さ、重さの基準を守って、積載してください。

■ 荷物の幅

荷台の幅に対して、両側からはみ出した幅の合計が 30cm 以内であること。



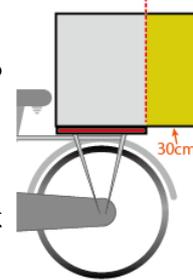
■ 荷物の高さ

荷台の高さを含めて 2m までです。

■ 荷物の長さ

荷台の長さに対してはみ出した長さが 30cm 以内であること。

荷台の長さに対して +30cm まで

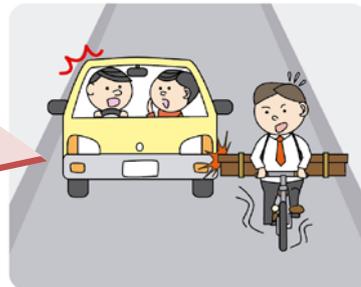


■ 荷物の重さ

積載できる重量は 30kg までです。

× ルールを守らないと…

① 荷物が大きすぎると周りのクルマに接触して危険！



② 荷物が重すぎるとバランスを崩して危険！



安全を守るための法律

▼ 道路交通法 第 57 条 第 2 項

公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要があると認めるときは、軽車両の乗車人員又は積載重量等の制限について定めることができる。

× 違反をすると…

2 万円以下の罰金又は料

(道路交通法第 121 条第 1 項第 7 号、
道路交通法第 123 条)

▼ 神奈川県道路交通法施行細則 第 9 条 (該当項目を抜粋)

(2) 積載物の重量 30kg を超えないこと。ただし自転車がリヤカーをけん引する場合は、リヤカーに 120kg まで積載することができる。

(3) 積載物の大きさ 次に掲げる長さ、幅又は高さを超えないこと。

ア 長さ 乗車装置又は積載装置の長さに 0.3m を加えたもの

イ 幅 乗車装置又は積載装置の幅に 0.3m を加えたもの (自転車の場合)

ウ 高さ 2m から当該軽車両の積載をする場所の高さを減じたもの

(4) 積載の方法 次に掲げる制限を超えるような方法で積載しないこと。

ア 乗車装置又は積載装置の前後から 0.3m を超えてはみ出さないこと

イ 幅 乗車装置又は積載装置の左右から 0.15m を超えてはみ出さないこと (自転車の場合)

周りのためにも
自分のためにも
ルールを
守りましょう。





㊦ リヤカーや、荷台付き自転車は、どこを走るの？

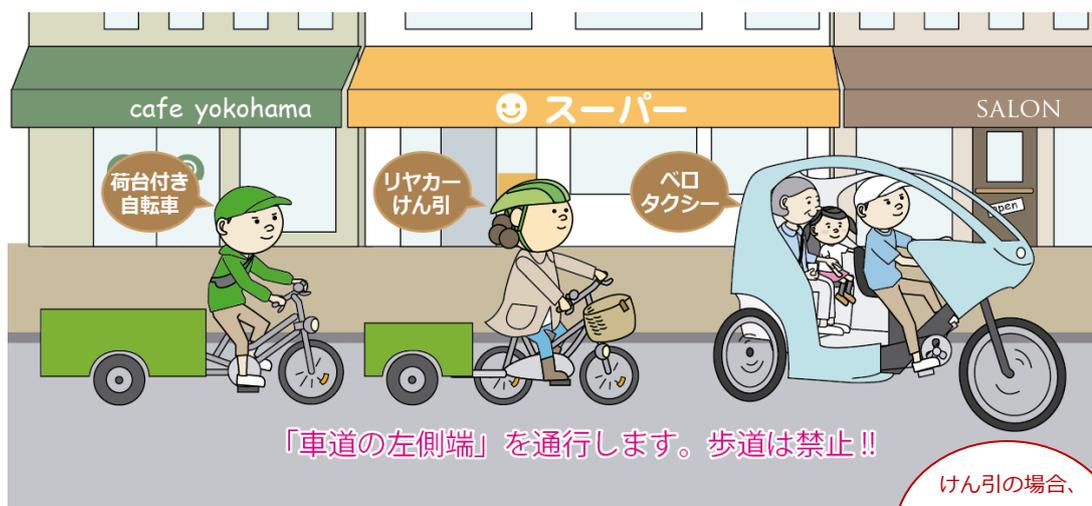


荷物を運ぶためのリヤカーをつけた場合、法的には、自転車によるけん引になり、普通自転車ではなくなります。

また、ヨーロッパなどでは前や後ろが大きな荷台となっている自転車がありますが、幅や長さの関係から、これも普通自転車ではなくなります。

そのため、普通自転車の歩道通行が認められる場所でも、車道以外は通行できません。

→p16 **Topic②** 参照



けん引の場合、
リヤカーに
約 120kg の荷物を
積載できます。

㊦ ペダルのない子ども用のキックバイクは、自転車なの？



キックバイクは道路交通法上、自転車ではなく「遊具」に該当します。

道路交通法で遊具は、交通の頻繁な道路での使用は禁止されています。そのため、ヘルメットをつけさせたくて、安全な場所で遊ばせることをお勧めします。

また、キックバイクでの事故も発生しているので、しっかり子どもを見守るようにしましょう。

■自転車の定義

- ・ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車
- ・ただし、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のもの

キックバイクの
事故もおきているよ。
ヘルメットをつけて、
安全に楽しんで。



4-5 自転車整備のルール

ブレーキが効かないと、自分も周りも危険です。
点検・整備をし、必要なときは自転車店で修理をしましょう。

自転車の正しい使い方

整備不良の自転車に乗ることは禁止されています。
自分でも簡単な点検はできるため、お出かけ前にしっかり点検を。

後ろも
ライトをつけると
より安全だよ。

壊れたときは
自転車店で
しっかり修理
してもらおう。

点検の合言葉「ぶたはしゃべる」

点検してほしい部分の
頭文字を並べたものです。

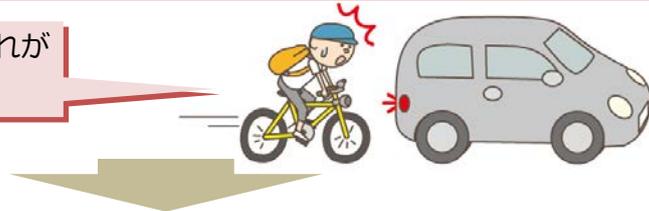
- ぶ** ブレーキ
ブレーキがしっかり
効くかチェック!
- た** タイヤ
タイヤに空気が入って
いるかチェック!



- は** 反射材
光をしっかり反射し
ているかチェック!
- しゃ** 車体 (ハンドル等)
ハンドルや車体がガタ
ガタしないかチェック!
- べる** ベル (警音器)
ベルがしっかりと
鳴るかチェック!

× ルールを守らないと…

重大な事故につながるおそれ
があります。



安全を守るための法律

▼ 道路交通法 第 63 条の 9 第 1 項

自転車の運転者は、内閣府令で定める基準に適合する制動装置 (ブレーキ) を備えていないため交通の危険を生じさせるおそれがある自転車を運転してはならない。

×違反をすると…

5 万円以下の罰金

(道路交通法第 120 条第 1 項
第 8 号の 2 及び第 2 項)

▼ 道路交通法 第 63 条の 9 第 2 項

自転車の運転者は、夜間、内閣府令で定める基準に適合する反射器材を備えていない自転車 (尾灯をつけていた場合を除く) を運転してはならない。

5 万円以下の罰金

(道路交通法第 52 条第 1 項の適用。
道路交通法第 120 条第 1 項第 5 号)

▼ 道路交通法 第 63 条の 10 第 1 項

警察官は、内閣府令で定める基準に適合する制動装置を備えていないため交通の危険を生じさせるおそれがある自転車と認められるときは、自転車を停止させ、制動装置の検査をすることができる。

5 万円以下の罰金

(道路交通法第 120 条第 1 項
第 8 号の 3)

▼ 神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例 第 14 条第 1 項・第 2 項

自転車利用者、及び事業活動において自転車を利用する事業者は、その利用する自転車について、必要な点検及び整備を行うよう努めなければならない。

※罰則規定なし

自転車貸付業者は、その貸付の用に供する自転車について、必要な点検及び整備を行わなければならない。

しっかりと
点検してから
乗るように
しましょう。



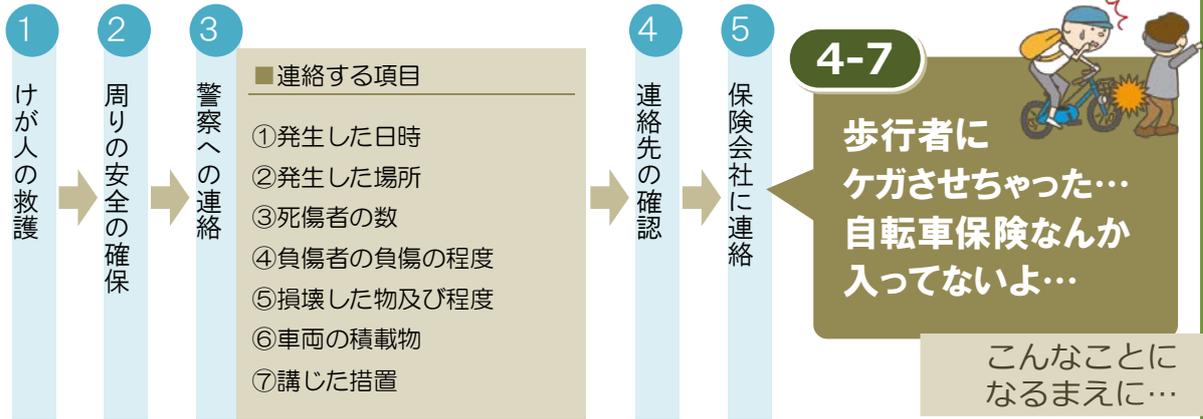
4-6 事故時のルール

事故の被害の大きさに関わらず、
加害者でも、被害者でも、まずは警察に連絡。

事故時の正しい対応

事故に遭ったときは、以下の手順で対応します。

警察への連絡は、道路交通法に規定されている行為ですから、必ず連絡すること。



× ルールを守らないと…

事故にあったときは、しっかり対応しておかないと、あとで困ることになるかもしれません。



安全を守るための法律

▼ 道路交通法 第 72 条 第 1 項

交通事故があったときは、車両等の運転者等は、直ちに運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。

この場合、車両等の運転者は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署の警察官に、交通事故が発生した日時及び場所、死傷者の数及び負傷者の負傷の程度、損壊した物及びその損壊の程度、車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置を報告しなければならない。

×違反をすると…

1 年以下の懲役
又は
10 万円以下の罰金

(前段)
(道路交通法第 117 条の 5 第 1 号)

3 月以下の懲役
又は
5 万円以下の罰金

(後段)
(道路交通法第 119 条第 1 項第 10 号)

令和元年 10 月 1 日から神奈川県で自転車保険の加入が義務化されました。自転車保険に加入しましょう！

自転車の正しい使い方

自転車利用者等は、自転車損害賠償責任保険等に加入しなければなりません。



保護者に損害賠償が命じられた事例も…

保護者は自転車を利用する子どもが補償の対象となる保険に加入しなければなりません。

■ 自転車保険について

自転車保険は色々な種類があります。自分や家族の自転車の使い方に合わせて、ご加入ください。

ケガをさせた時も、自転車保険でひと安心！

相手への補償額は？



1,000万円から
2億円まで!!

年間の金額は？



2,000円程度で
入れます!

申し込み方法は？



代理店・WEB・
ケータイからも!

*さまざまな自転車保険があり、上記にあてはまらない商品もございます。必ずご自身でお調べになっうえでご加入ください。

× ルールを守らないと…

自転車事故による高額な損害賠償が命じられた事例もあります。

ながら運転
などでも高額
の賠償命令の事故
事例も。

9,266万円
の賠償命令

自転車乗用中の
24歳の被害男性は、
言語機能の喪失など
大きな障害が残った。



5,000万円
の賠償命令

歩行中に事故に遭った
54歳の被害女性は、
歩行困難となり、
職を失うことになった。



安全を守るための条例

▼ 神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例 第 16 条第 1 項から第 4 項

【自転車利用者】は、その利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。

【保護者】は、その監護する未成年者の自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。

【事業者】は、その事業活動の用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。

【自転車貸付業者】は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。

保険の加入は
自転車利用者の
義務。万が一に
備えましょう。



×違反をすると…

→ ※罰則規定なし

Topic⑦ コミュニティサイクル

コミュニティサイクルは、自転車をみんなで共有する都市部の新しい交通手段です。

コミュニティサイクルとは？

都市部の新しい交通手段として、自転車を安価な料金で提供するものです。一定のエリアで複数の貸出・返却拠点（ポート）を設置し、どのポートでも貸出し、返却が可能なシステムによって、自転車をみんなで共有する交通手段です。

■従来型の「レンタサイクル」



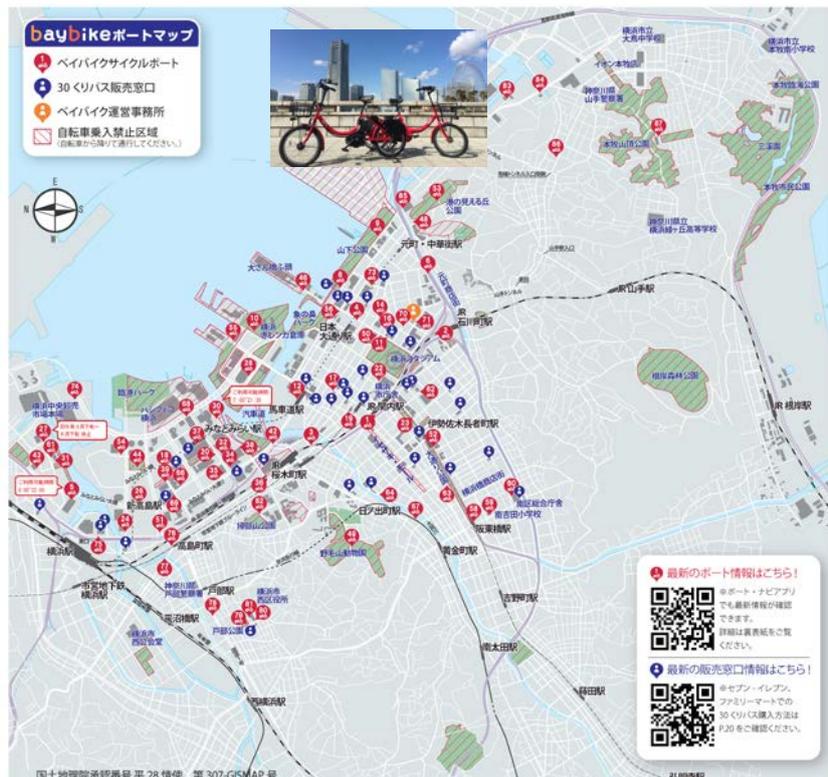
■新しい「コミュニティサイクル」



横浜都心部コミュニティサイクル事業「baybike（ベイバイク）」

横浜市では、横浜都心部コミュニティサイクル事業「baybike（ベイバイク）」を実施しています。ベイバイクは、平成31年1月現在、みなとみらい地区、関内地区を中心とした横浜都心部で、73か所のポート、約770台の電動アシスト付自転車を配置し運営しています。

■都心部コミュニティサイクル事業「ベイバイク」ポートマップ



■登録方法や詳細は
こちらから!!

▼検索サイトから

横浜市 コミュニティサイクル
ベイバイク

検索

▼ホームページ

<http://docomo-cycle.jp/yokohama/>
※運営事業者 株式会社ドコモ バイクシェアの
ホームページ

▼二次元コード





基本法令 編

ここからは、
もっと詳しく自転車のルールを
学びたい人に読んでほしい
ページです。

基本法令編 目次

1 「自転車」とは何か？	1
①法律上の自転車の位置付け	1
②自転車の区分	2
③自転車の通行場所	3
2 自転車の「通行」に関する決まり	4
①自転車の「はしる」を定める法制度	4
ア □□に□する□□な□□	4
イ 【□□□□□】で□められていること	5
ウ 【□□□□、□□□□び□□□□に□する□□】で□められていること	6
②自転車が通行する道路の種類と通り方	8
【この□□を□む□に】□□□□の□□□□	8
ア □□□の□□する□□が□□に□された□□では	9
イ □□□の□□する□□が□されていない□□では	11
ウ その□（□□に「□□□の□□する□□が□されている」□□など）	13
3 自転車の「駐輪」に関する決まり	15
①自転車の「とめる」を定める法制度	15
②駐輪に関する決まり	16
ア 「□□」とは	16
イ 「□□」とは	16
ウ 「□□・□□」とは	17
エ □□□□□□について	17
4 自転車の「その他」の決まり	18
①安全利用のための決まり	18
ア □□が□るべき「□たり□」の□まり	18
イ □□に□うための□□□□の□まり	19
ウ □□□□での□まり	20
②万が一のときのための決まり	21
ア □□を□こしたときの□□・□□	21



1 「自転車」とは何か？

- ここでは、自転車を使った移動や駐輪など、様々なルールを理解するための基本的な情報として、「自転車とはなにか?」「関係する決まりにはなにがあるのか?」「交通ルールをなぜ守らないといけないのか?」などを、整理しています。

①法律上の自転車の位置付け

- 道路交通法の中では、自転車は【車両】の1つの種類として取り扱われています。
- 自転車は、道路を使う交通ルールを定める「道路交通法」の中では、【車両】の中の【軽車両】と位置付けられており、「ペダル等を使って、人力で運転する二輪以上の車」と定義されます。
- 道路交通法では、車両は「車道」の通行を明確に位置付けており、車両である自転車も、車道を通行することが原則となります。
- なお、自転車は、押して歩くときには「歩行者とみなされる」ため、歩道を通行することも認められています。(ただし、側車付きのものや他の車両をけん引している場合は除きます。)
- 混雑している場所や、車道も歩道も通行し難い場合などには、「押して歩く」など、歩行者の通行を妨げないようにしなければなりません。

■軽車両の定義(道路交通法より抜粋)

自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車であって、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のものをいう。

■自転車の定義(道路交通法より抜粋)

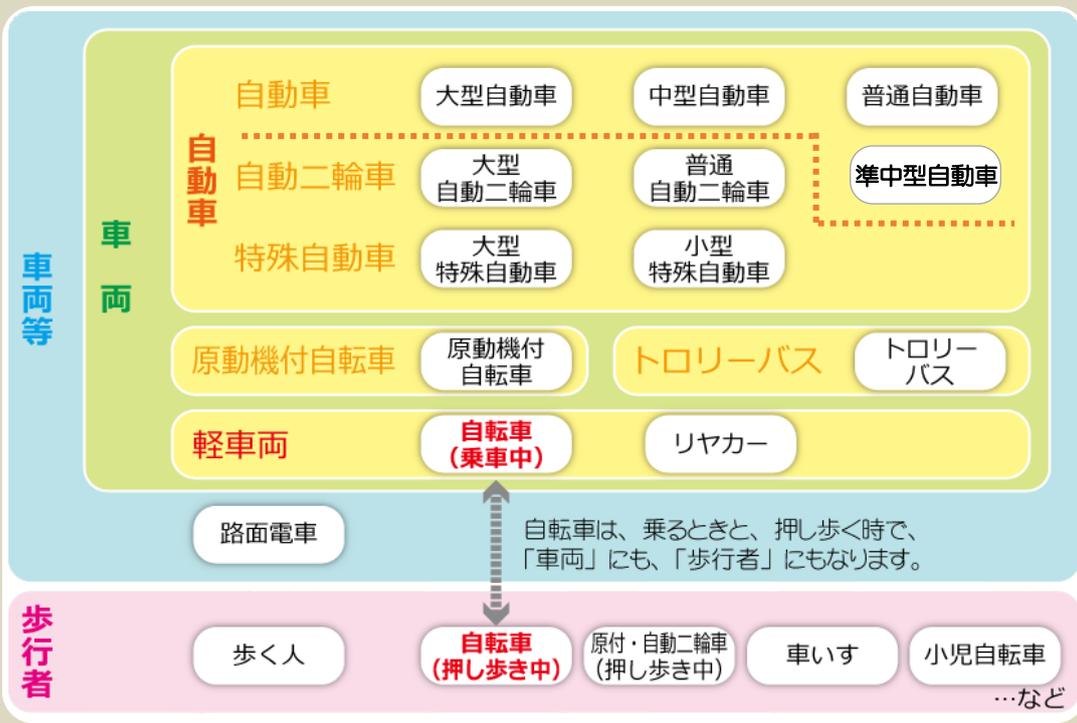
ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車であって、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のものをいう。

Column ハンド・クランクの自転車

- ・手でペダル代わりのクランクを回して走る自転車。
- ・ハンドル操作も駆動も、手で行うことができ、足の不自由な人でも乗ることができる。



■道路交通法での【車両】と【歩行者】の区分



②自転車の区分

- 道路交通法では、古くから「自転車は車道」の通行が義務付けられてきましたが、自転車とクルマとの事故の増加を受けて、1978年の道路交通法の改正の中で、歩道通行を条件付きで認める「普通自転車」が規定されました。
- 普通自転車の条件は、道路交通法で規定されていますが、現在普及している、いわゆるママチャリやクロスバイク、電動アシスト自転車などであっても、定められた大きさや構造などの基準に適合しなければ、「普通自転車」に該当しません。
- タンDEM自転車やリヤカー付の自転車など、普通自転車でない自転車（ここでは、それ以外の自転車とします）もあります。
- 普通自転車とそれ以外の自転車では、歩道の通行の可否 や、自転車道通行の可否 など、通行の方法が変わってきます。
- さらに、一輪車やキックスクーターなど、自転車との扱いを間違えやすい乗り物もあります。

■自転車の定義(再掲)

ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車であって、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のものをいう。

※「自転車」の中で、以下の条件のものを「普通自転車」と呼びます。

■普通自転車の基準(道路交通法施行規則より抜粋)

車両の大きさ、構造が次の基準を満たす二輪又は三輪の自転車で、他の車両をけん引していないもの

【車体の大きさ】

次の長さ及び幅を超えないこと。
→長さ 190cm/幅 60cm

【車体の構造】

- ・側車を付けていない(補助輪を除く)
- ・運転者席以外の乗車装置を備えていない(幼児用座席を除く)
- ・ブレーキが走行中簡単に操作できる位置にある
- ・歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと。

■普通自転車と、それ以外の自転車の判別

「普通自転車」に該当します。

- 長さ190cm、幅60cmを超えないこと
- 車体の構造が基準にあっていること

(一般的な例)



軽快車(ママチャリ等)

幼児同乗自転車

電動アシスト自転車



スポーツバイク(クロス等)

三輪自転車

ハンド・クランク自転車

※海外のスポーツバイクなど、長さや幅が規定を超えるため、普通自転車に該当しない自転車もあります。

「普通自転車」に該当しません。



タンDEM自転車



リヤカー付自転車



チャイルドトレーラー

「歩行者」扱いとなります。

車いす



シニアカー



「自転車」ではありません。

※道路で使用すると違反となるおそれのあるもの



一輪車



キックスクーター

キックバイク



Column キックバイクとは

- ・子ども用のペダルのない自転車で、サドルにまたがって、地面を蹴って乗る自転車です。
- ・遊びながら自転車に乗る練習等で、道路で乗る子どもが増えています。
- ・小さな子どもは事故危険性の認識がなく、かつクルマやバイク等から視認しづらいため、保護者の管理が重要です。

③自転車の通行場所

- 道路は大きく「車道」と「歩道」に分けて整備されており、車両である自転車は「車道」通行が原則です。車道では“クルマやバイクは自転車を”、歩道では“自転車は歩行者を”、保護しなければならないということが基本的な心構えとなっています。
- そのため、「普通自転車」の歩道通行が認められる場合でも、歩行者の通行を妨げないように、歩道を徐行(すぐに止まることのできる速度で通行)することが定められています。
- ただ実際には、駐車車両があったり、他車から見落とされていることなども多く、自転車が車道を安全に通行できずに歩道を走行したものの、歩道では徐行進行しないため、歩行者が立ち止まったり、自転車を避けなければならないといったケースも見受けられます。
- この背景には、各時代での交通事故の実状や、自転車の法的取扱の変遷の中で、緊急避難措置的に行われた自転車の歩道通行が、当たり前のこととして浸透してしまったことも一因と考えられます。

■徐行の定義(道路交通法より)

車両等が直ちに停止することができるような速度で進行することをいう。

■速度のめやす(道路交通法解説より)

・自転車の徐行は、歩行者の歩速毎時4km/hから考えて、毎時6～8km/h。

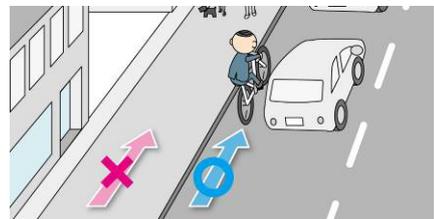
■今の道路での「怖い」思いの悪循環



■自転車の「歩道通行」が浸透してきた経緯

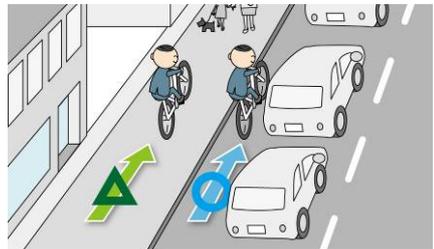
■昭和45年以前

- ・道路交通法は、制定当時から「自転車は車両」であり、「車道を通行」する決まりでした。
- ・自転車が、歩道を通行することはできませんでした。



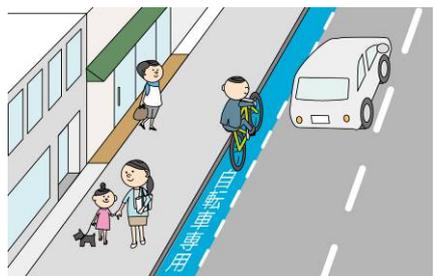
■昭和45年 道路交通法の改正

- ・自転車の交通事故の多発を受けて、「歩道通行可」の標識がある歩道に限り、一部、歩道の通行が認められるようになりました。
- ・当時は、自転車の通行環境が整うまでの「緊急避難措置」としていましたが、結果的に、今なおつづく「自転車の歩道通行」のきっかけとなりました。



■平成20年の道路交通法の改正

- ・平成20年の「普通自転車の歩道通行可能要件の明確化」まで、約40年近く法的な取扱いは変わらず、歩道通行が当然のことと認識されていました。
- ・しかし、平成23年の警察庁の通達により、車道を通行する自転車の安全と歩道を通行する歩行者の安全の双方を確保するため、自転車は「車両」であるということが、徹底されるようになりました。
- ・車道通行のルールの周知だけでなく、自転車通行空間の整備を積極的に推進する取組が進められています。



2 自転車の「通行」に関する決まり

①自転車の「はしる」を定める法制度

ア 道路に関する様々な法律

- 道路で自転車を利用するときに関係する法律は、道路を定義する「道路法」や、道路の通行方法等を定めた「道路交通法」、道路の幅や構造など“つくり方”の基準等を定めた「道路構造令」などがあります。
- このうち、信号を守ること、車道の左側を通行することなど、皆さんが自転車を利用するときを守るべき【交通ルール】などについては、基本的に「道路交通法」で明確に定められています。
- また、道路交通法では、例えば歩道を通行できる区間や、一時停止する場所などを、道路標識や道路標示等を使って規制しており、この標識や標示の意味や設置方法、案内板の大きさ、線の幅、色などは、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（以後、標識標示令）で定められています。
- そのため、自転車に乗るときには、標識標示令で定められた道路標識や道路標示を見ながら、「道路交通法」に従って通行することが、基本となります。

■ 道路法

【制定】 昭和 27 年 6 月 10 日制定

【内容】 高速道路や国道などの道路の種類や、車道や歩道等の定義、管理方法や費用負担など、道路網の整備に関するあらゆる取り決めを定めた法律。

■ 道路交通法

【制定】 昭和 35 年 6 月 25 日制定

【内容】 道路で発生するあらゆる危険を防止し、また、安全で円滑な交通環境をつくり、維持するために定められた法律。

【自転車の通行方法に関する主な法令】

- ① 自転車は車両であること
- ② 車道の左端を通行すること
- ③ 歩道の通行は、限定的に認めていること
- ④ 「自転車専用通行帯」の規制のこと
- ⑤ 交通ルール違反者への罰則のこと …など

■ 歩道通行の特例

- 普通自転車歩道通行可の規制がある道路
- 13 歳未満の子ども、70 歳以上の高齢者等
- 安全上、やむを得ない場合

■ 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令

【制定】 昭和 35 年 12 月 17 日制定

【内容】 道路法や道路交通法の効力を発揮させる際の道路標識・標示等を定めた法律。

■ 道路構造令

【制定】 昭和 45 年 10 月 29 日制定

【内容】 道路を整備するときの、車道や歩道の区分や必要な幅、構造などの基準等を定めた政令。

イ【道路交通法】で定められていること

- 道路交通法は、自転車に限らず、道路を通行する全ての人に対して、信号機や標識に従う義務、歩行者や車両の通行区分、交差点の通行区分などを、明確に定めた法律です。
- 自転車については、この法律の中で「自転車の交通方法の特例」の項目が別途設けられ、他の車両や歩行者とは、一部異なる取扱いがされている特徴があります。
- なお、道路交通法では、法令を守らなかった場合の罰則についても明確に規定されており、クルマやバイクだけでなく、歩行者や自転車などにもこの罰則は適用されることとなります。

■ 道路交通法で定められていること(抜粋)

信号機の信号等に従う義務(第7条)

- 道路を通行する歩行者又は車両等は、**信号機や警察官等の手信号などに、従わなければいけません。**

通行の禁止等(第8条)

- 歩行者又は車両等は、道路標識等により**通行を禁止されている道路等を、原則通行することはできません。**

歩行者の通行区分(第10条)

- 歩道等と車道の区別がない道路は、道路の右側端に寄って通行しなければいけません。(危険な場合等は例外)
- 歩行者は、歩道等と車道の区別のある道路は、歩道等を通行しなければいけません。(車道を横断するとき等は例外)

車両の通行方法(第17条、自転車も含む)

- 車両は、歩道等と車道の区別のある道路は、**車道を通行**しなければいけません。(横断のための歩道等の通行は除く)
- 自転車以外の車両は、自転車道を通行してはいけません。
- 車両は、道路の中央から左の部分を通行しなければいけません。

軽車両の路側帯通行(第17条の2)

- 軽車両は、著しく歩行者の通行を妨げる場合を除き、道路の**左側に設置された路側帯を通行することができます。**

左側寄り通行など(第18条)

- 自動車及び原付は道路の左側、**軽車両は左側端**に寄って通行しなければいけません。

■ 道路交通法に定める主な「自転車の交通方法の特例」(第13節)

自転車道の通行区分(第63条の3)

- 普通自転車は、自転車道が設けられている道路では、自転車道を通行しなければいけません。

交差点における自転車の通行方法(第63条の7)

- 自転車は、自転車横断帯があるときは、自転車横断帯を通行しなければなりません。

普通自転車の歩道通行(第63条の4)

- 普通自転車は、次の場合、歩道を通行することができます。
 - ①道路標識などで普通自転車の通行が認められるとき
 - ②運転者が、13歳未満、70歳以上及び身体障害者福祉法別表に掲げられる障害を有している場合
 - ③車道又は交通の状況に照らして、普通自転車の通行の安全を確保するため、やむを得ないとき

ウ【道路標識、区画線及び道路標示に関する命令】で定められていること

- 「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」では、道路交通法で定めている、車両の通行禁止、一方通行など、「どのような規制」が、「どの場所」にかかっているのかを示す、「道路標識」や「道路標示」を定めています。
- 例えば、右に示す自転車専用通行帯の場合、道路左側端の白線と文字が「道路標示」、通行空間に隣接して設置される標識が「道路標識」となり、自転車通行のための専用の場所がどこか、を示しています。
- 「自転車」は車両であるため、下の図に示すような道路標識や道路標示等を、クルマやバイクと同じように守らなければいけません。ただし、「自転車を除く」と記載のある場合は除きます。

Column 「道路標識」と「路面標示」



■ 道路標識 (抜粋)



進入禁止

自転車も進入できません。ただし、「自転車を除く」の補助標識がある場合を除きます。



一方通行

自転車も逆走できません。ただし、「自転車を除く」の補助標識がある場合を除きます。



車両通行止め

自転車を含む全ての車両の通行を禁止します。



自転車通行止め

自転車の通行を禁止します。



徐行

直ちに止まれる速度で走行すること(自転車も例外ではありません)



一時停止

必ず一時停止して左右(周囲)の安全を確認します。



歩行者専用

歩行者だけが通行できる専用道路です。



自転車及び歩行者専用

歩行者と自転車だけが通行できる専用道路です。



自転車横断帯

自転車が横断するときに通る場所です。

■ 道路標示 (抜粋)



■ 自転車専用通行帯 (白線と文字)

- 車道の左側端に設けられる自転車の通行ための通行帯の指定



■ 自転車横断帯

- 自転車が道路を横断するための標示。自転車乗車中はここを通行して横断する義務がある。



■ 普通自転車の交差点進入禁止

- 普通自転車が交差点に入ること禁止するための指定

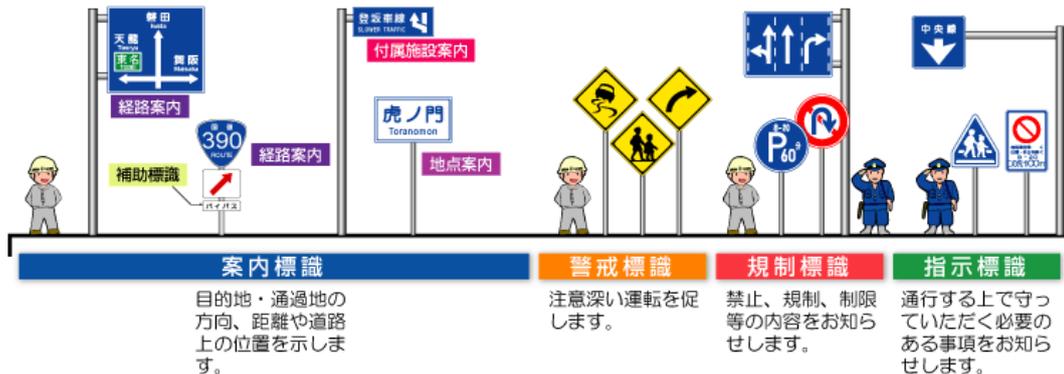


■ 停止線 (自転車)

- 自転車専用通行帯に敷設された停止線。自転車が停止する場所を示す。

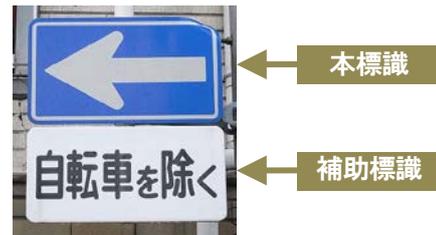
Column 【道路標識】の4つの種類

- 道路標識には、大きく【案内標識】、【警戒標識】、【規制標識】、【指示標識】があることを、ご存知でしたか？
- 中でも、車両や歩行者に対して、通行の禁止、制限、指定の規制を行う【規制標識】や、交通に関して必要な地点で指示を行う【指示標識】については、自転車を含めて道路を利用する全ての人が理解しておくことが大切です。



出典:国土交通省「道路標識の基礎知識」ホームページより引用(<http://www.mlit.go.jp/road/sign/sign/douro/road-sign.htm>)

- なお、規制標識や指示標識には、標識そのものを示す「本標識」に、本標識の意味、内容を補うため、日時、区間、車両の種類などを示した「補助標識」が付いているものがあります。
- 自転車の場合、「補助標識」により、本標識での規制の対象外となる場合があります。



Column 【法定外の路面表示、案内看板など】

- 「道路標識」や「道路標示」は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」で、記号や文字の形、描き方など様式が定められ、公安委員会と道路管理者によって設置するものとされています。
- 上記命令に定められたもの以外の看板や表示等は、「法定外の表示」となり、法的な効力はありません。
- 自転車に関するものでは、例えば「矢羽根」の表示をすることで、自転車が「車道で通行する場所」を、自転車利用者やクルマやバイクの運転者に伝えるなど、法的な効力とは別に、有効に活用する動きが全国的に広がっています。

▼自転車の「法定外の表示」の例



自転車が通行してほしい「場所」と「進行方向」を、青色の矢印で示した表示です。この上を通らなければならない義務はありませんが、クルマやバイクも自転車が通ることを意識しやすく、安全になると考えられています。

■自転車ナビライン

国土交通省 関東地方整備局では、この矢羽根型の法定外の路面表示を「自転車ナビライン」と呼んでいます。本書でも、以後同じ呼び名を使います。なお、道路管理者が新たに設置しようとする場合、公安委員会と調整を図ることが必要となります。

② 自転車が通行する道路の種類と通り方

【この項目を読む前に】 道路構造の予備知識

- 一般的によく見かける歩道のある道路を大きく分けると、クルマやバイク、自転車を含めた軽車両など、車両が通行する「車道」と、歩行者が通行する「歩道」があり、その間には、排水など道路の機能を守るため、いわゆる「路肩」が造られています。この路肩は、整備される位置が「車道の左側端」に造られるため、「自転車は路肩を走らないといけない」と勘違いするケースが見られます。
- しかし 道路交通法では、そもそも「路肩」の用語はなく、通行を規定するルールもありません。 また「路肩」を定義している道路構造令では、道路の機能を守るための部分としており、人や車両が通行する部分とは考えられていません。（基本法令編 p26 参考③ 道路構造令を参照）
- なお、道路の安全確保のため、車道と歩道の間に、車両と歩行者が近づきすぎないように注意を喚起する区画線「車道外側線」を引くことがあります。この「車道外側線」は、歩道がない道路の場合は、歩行者と車両の通行場所を分ける「路側帯※」の意味を持つようになります。

※路側帯：道路交通法では「歩行者の通行のためのスペースを確保したり、車道の効用を保つために、歩道のない道路や、歩道のない側の路端寄りに、道路標示（白線）によって区画された部分をいう。」と定義されています。

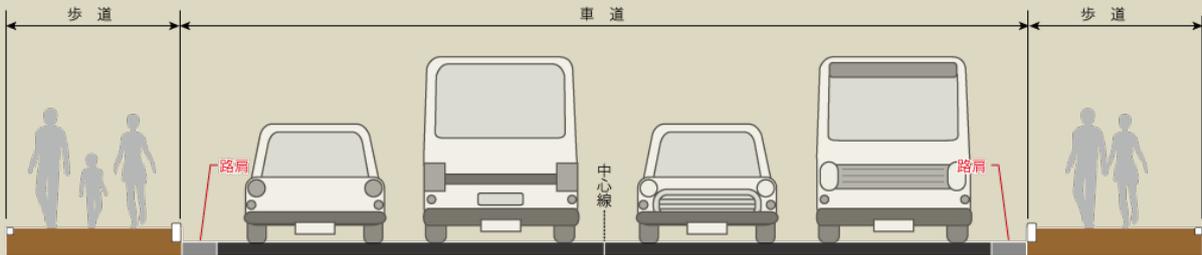
■ 道路の基本的な構造

【**車道**】＝車両が“**通行する**”ための場所

- ・クルマやバイク、軽車両など車両が通行するための場所。自転車も原則、車道の左側を走る。

【**歩道**】＝歩行者が“**通行する**”ための場所

- ・歩行者が安全に通行するための場所。
- ・自転車は原則、通行できない。

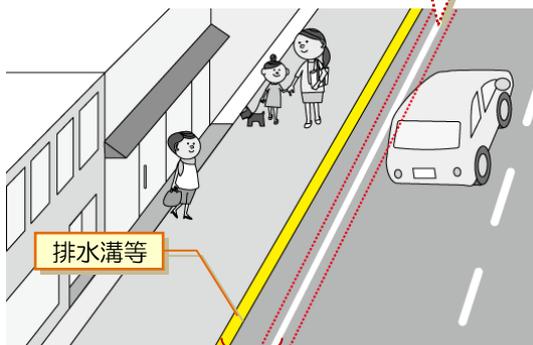


【**路肩**】＝道路の機能を守るための部分＝**通行のための場所ではありません。**

- ・道路にたまった水を流したり、構造的に弱い道路の端を守ったり、道路の機能を保つための部分。
- ・車道ではないため、自転車がはしる場所ではありません。

Column 「車道外側線」と路肩の関係

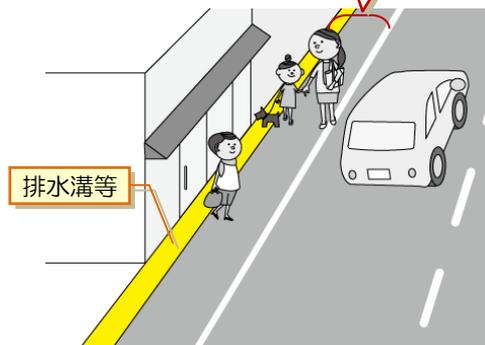
車道外側線：車道の“外側”を示すための白線



路肩：自転車は通行できるが、通行義務はない

Column 歩道のない道路での「路側帯」

路側帯：白線で区切り、歩行者の通路を示す



※白線の引き方で、自転車の通行方法が異なります。
→詳しくは、基本法令編p12を参照。

ア 自転車の通行する場所が車道に示された道路では (歩道にある場合は基礎法令編 p13 へ)

- 車道の左側を、自転車が通行する場所として、白線や、縁石などの構造物で区切られていたり、水色の路面表示などがある、「自転車の通行する場所が示された道路」については、**車道と歩道との物理的な区分の方法**や、**通行規制のかけ方(標識など)**の組合せによって、大きく3つの種類に分けられています。
- 1つは、車道とも、歩道とも、柵や縁石などで物理的に区分し、標識などによって通行規制もかける【A：自転車道】、2つめは、物理的な区分はせず、標識などによって通行規制をかける【B：自転車専用通行帯】、3つめは、物理的な区分も、通行規制もかけない、法定外表示による【C：自転車ナビライン】になります。
- それぞれの種類によって、自転車の通行のしかたが変わることから、その違いや、見分け方を知っておくことが大切です。

■ 自転車レーンの種類の見分け方

		通行規制(自転車専用)	
		標識あり	標識なし
道路の構造	柵などで物理的に分離	【A】 自転車道	※存在しません
	分離なし	【B】 自転車専用通行帯	【C】 自転車ナビライン

A 自転車道

■ 道路の構造

→ 柵や縁石などで、車道、歩道と**物理的に区画された車道の部分**

■ 標識・標示等

→ 物理的に歩行者、クルマ、バイクが進入できない道路部分を“自転車の通行”のための部分であることを示す【自転車専用】の標識がつけられます。



■ 通行のしかた

→ 自転車は、自転車の通行のためにつくられた自転車道があるときは、その「自転車道」を通行しなければなりません。

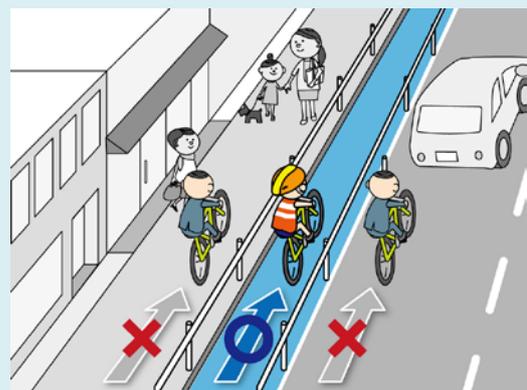
→ 歩道を通行することも、車道を通行することも、基本的にはできません。

※普通自転車でない二輪又は三輪の自転車(側車付きのもの、他の車両をけん引しているものを除く)は、車道又は自転車道を通行することができます。その他の車両は、自転車道を通行できません。

歩道：×

自転車道：○

車道：×



■ 見分け方

→ 車道とも、歩道とも、柵や縁石、植栽などで物理的に分離されているかどうか。

→ 自転車道の上や横に、【自転車専用】の丸い標識が付いているかどうか。

凡例：通行区分の表記について

○：自転車が通行することを推奨しています。

△：通行が認められている道路では通行することができますが、推奨していません。

×：自転車が通行することはできません。

B 自転車専用通行帯

■道路の構造

- 柵や縁石などによる分離をせず、白線や水色のラインなどで、通行が指定された**車道の一部**。

■標識・標示等

- 見た目で分けられる部分が、自転車の通行専用の場所であることを示す【普通自転車専用通行帯】の標識及び標示によって規制されます。



■通行のしかた

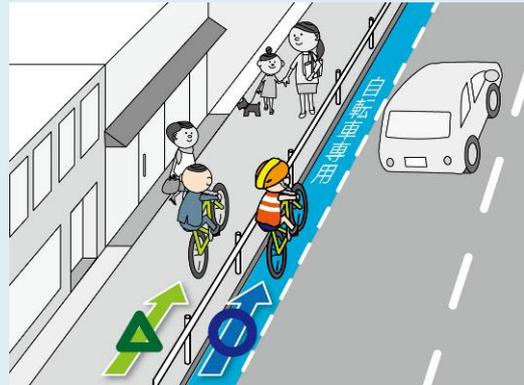
- 普通自転車は、標識に従って【自転車専用通行帯】を通行しなければなりません。クルマやバイクと同じ左側通行で進みます。
- 歩道の通行が認められている道路の場合は、歩道を通行することができます。

歩道:△

自転車専用通行帯:○

■見分け方

- 車道の左端に、白線や水色ラインなどで、通行帯が指定されているかどうか。
- 自転車道の上や横に、【普通自転車専用通行帯】の標識が付いているかどうか。



C 自転車ナビラインのある道路

■道路の構造

- 自転車の通行する道路の左側端に、自転車ナビライン（法定外の路面表示）等が設置された**車道の一部**。

■標識・標示等

- 道路交通法に準拠した、通行規制に関する標識はつきません。
- 通行場所を示す自転車マークなど、「法定外の案内看板」や「法定外の路面表示」がつくことがあります。



■通行のしかた

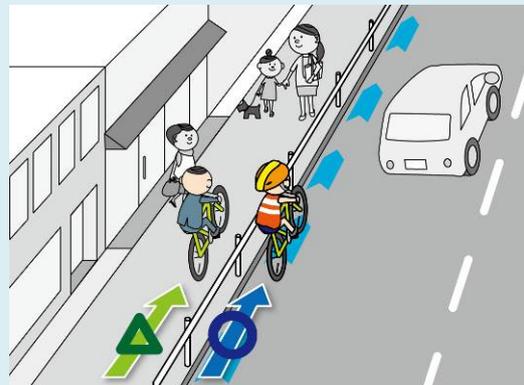
- 法律上は、通行する義務はありませんが、一般に車道の左端に整備されるため、「車道の左端」のルールを守れば、必然的に通行することになります。
- 歩道の通行が認められている道路の場合は、歩道を通行することができます。

歩道:△

自転車ナビライン:○

■見分け方

- 車道の左端に、青い矢印や自転車のマーク等の法定外の路面表示があるか。
- マーク等の法定外の路面表示はあるが、白線は引いていないかどうか。



イ 自転車の通行する場所が示されていない道路では

- 車道に自転車の通行する場所が示されていない道路では、道路交通法の「自転車は車両」の原則に従って、車道の左端を通行することが基本となります。今の横浜市の道路の多くがこのような構造です。
- ただし、歩道に【普通自転車通行可】の歩道がある場合（D）と、ない場合（E）では、歩道の通行の条件が異なります。
- また、歩道がない道路の場合は、路側帯のある場合（F）、ない場合（G）があり、ある場合は路側帯の種類によって、通行の条件が異なります。

D 歩道のある道路(普通自転車通行可の標識又は標示がある場合)

■ 道路の構造

→ 車道と歩道が物理的に区分されている道路での歩道。

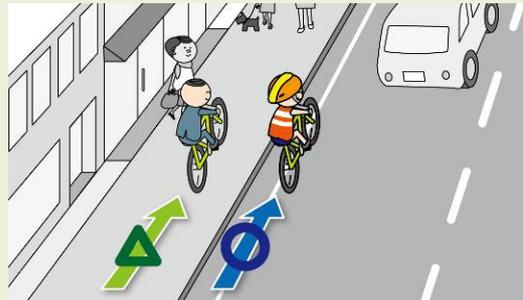
■ 標識・標示等

→ 歩道に特例的に自転車通行を認めるための通行規制
【普通自転車通行可】の標識や標示が設置されています。



■ 通行のしかた

→ 自転車は、車道の左端の通行が原則です
→ 歩道の車道寄りの部分を徐行して通行することができますが、歩行者の安全に配慮し、歩行者の通行を妨げることとなる場合は、降車し押し歩きや一時停止しなければなりません。
※徐行＝すぐに停止できる速度



歩道：△

車道：○

E 歩道のある道路(普通自転車通行可の標識又は標示がない場合)

■ 道路の構造

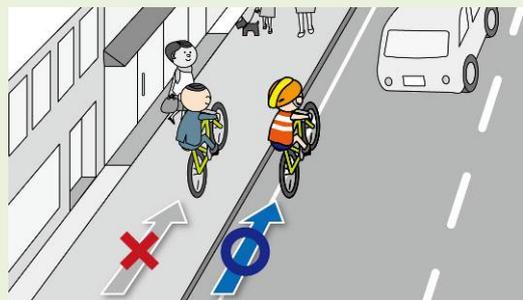
→ 車道と歩道が物理的に区分されている道路での歩道

■ 標識・標示等

→ 自転車の通行に係る標識・標示等はありません。
※上記Dの標識がない通常の歩道は、全て含みます。

■ 通行のしかた

→ 自転車は、車道の左端の通行が原則です。
→ 歩道の通行は認められていません。
※運転者が児童や幼児（13歳未満）、70歳以上の高齢者である場合や、普通自転車の通行の安全を確保するためにやむを得ない場合など、歩道通行が認められる条件の場合を除きます。



歩道：×

車道：○

F 歩道のない道路(路側帯のある場合)

■道路の構造

→車道と歩道が分けられていない道路

■標識・標示等

→道路の左端に白線が設置され、歩行者が通行できる場所を示す【路側帯】として規制します。

→路側帯は、白線のひき方によって以下の3種類に分けられます。

※自転車の通行のしかたが、それぞれ異なります。



■通行のしかた

①(普通の)路側帯＝自転車通行可

→1本の白線で分けられた普通の路側帯は、歩行者と軽車両の通行が認められています。

→通行できる側は、【道路の左側】のみで、クルマやバイクが進む向きと同じ向きに進む必要があります。

路側帯:○

路側帯外:○



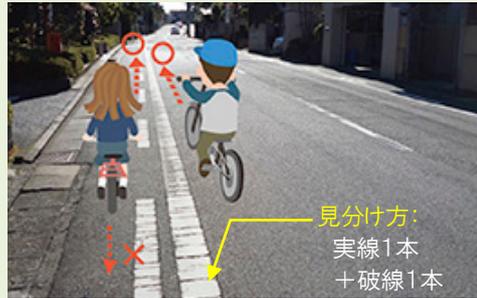
②駐停車禁止路側帯＝自転車通行可

→点線と実線の2本の白線で分けられた駐停車禁止路側帯は、歩行者と軽車両の通行が認められています。

→通行できる側は、【道路の左側】のみで、クルマやバイクが進む向きと同じ向きに進む必要があります。

路側帯:○

路側帯外:○



③歩行者用路側帯＝自転車通行不可

→実線2本の白線で分けられた歩行者用路側帯は、歩行者のみ通行が認められています。

→路側帯の外の【道路の左側】を、クルマやバイクと同じ方向に進みます。

路側帯:×

路側帯外:○



G 歩道のない道路(路側帯のない場合)

■道路の構造/通行規制

→車道と歩道の区分がなく、路側帯を示す白線もない道路



■通行のしかた

→道路の左端を通行します。

ウ その他（歩道に「自転車の通行する場所が示されている」道路など）

- 横浜市内の一部の道路では、【普通自転車通行可】の歩道の中に白線を引いたり、自転車マークを描くなど、歩道の中に自転車の通行する場所が示された道路があります。
- このような道路では、「歩道」の中であるため、歩行者の保護が最優先ですので、徐行しなければなりません。

H 普通自転車通行指定部分のある道路

■ 道路の構造

→ 車道と歩道が物理的に区分されている道路の歩道の一部。

■ 標識・標示等

→ 普通自転車通行可の歩道に、白線と自転車マークの標示によって【普通自転車の歩道通行部分】が指定されています。



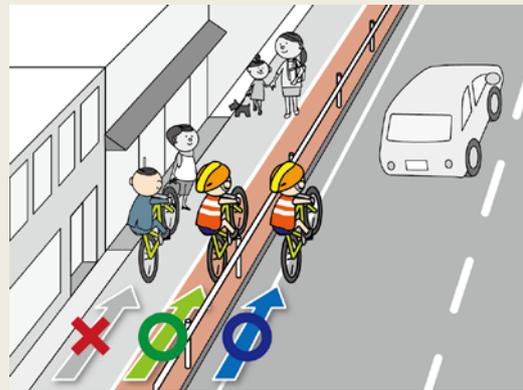
■ 通行のしかた

→ 自転車は、【普通自転車の歩道通行部分】を徐行しなければいけません。

※通行しようとする歩行者がないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができます。

→ 歩道内のため、歩行者を優先した通行が基本です。

※普通自転車通行指定部分を、歩行者が通行することは法律上、認められています。



歩道：×

通行指定部分：○

車道：○

I 通行場所を「啓発」する歩道

■ 道路の構造

→ 車道と歩道が物理的に区分されている道路の歩道の一部。

■ 標識・標示等

→ 上記Hと異なり、法的効力のある白線がありません。

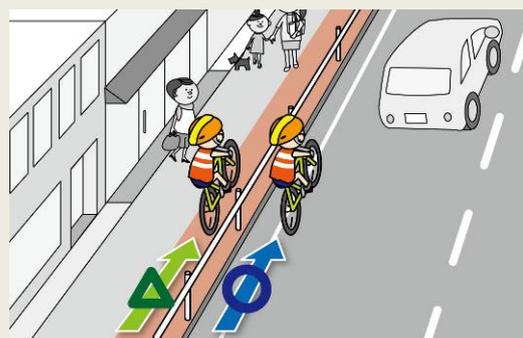
※通行場所を誘導するための案内看板等がつく場合があります。



■ 通行のしかた

→ 自転車は「車道の左側」を通行することが原則ですが、交通安全の対策として必要などところで、安全な通行を啓発するために設置されています。

→ そのため、歩道を通行しなければならないときは、この部分を徐行して通行します。



歩道(色分け等がされた部分)：△

車道：○

- 港北ニュータウンなどの一部の場所では、自転車及び歩行者の交通のために設けられる独立した道路として、「自転車歩行者専用道路」が整備されています。
- このような道路では、歩行者と自転車が同じ場所を通行することになるため、原則として徐行して通行することが求められます。

J 自転車歩行者専用道路

■ 道路の構造

→ 自転車と歩行者の交通のために独立してつくられた道路

■ 標識・標示等

→ 自転車と歩行者の通行を認めるための「自転車及び歩行者専用」の道路標識が設置されます。



■ 通行のしかた

→ 歩行者と自転車が混在する道路のため、歩行者を優先して通行することが前提となります。すぐに停止できるように十分に速度を落として通行します。

→ 道路であるため、車道の左側端の通行が原則です。

→ ただし、都筑区の自転車歩行者専用道路のように、特例的に、中央部分等に「ゆっくり進行方向」に沿って進む位置を指定した路面表示がつけられた場所では、これに合わせて通行します。



(参考) 都筑区の自転車歩行者専用道路での新しい動き

● 自転車歩行者専用道路では、道路の左側端の通行が原則ですが、都筑区では、自転車歩行者専用道路の中央部分等に「ゆっくり進行方向」に沿って進む位置を指定した路面表示をつけることで、歩行者と自転車の安全な通行環境を整える取り組みを進めています。



Column 車両進入禁止の道路

- 伊勢佐木モールや横浜橋商店街など、全日もしくは時間指定により歩行者の通行のみ認められる道路があります。
- このような道路は、上記J 自転車歩行者専用道路と異なり、道路の構造的には車両も通行できますが、車両進入禁止の通行規制をかけることで、結果的に歩行者専用道路と同じような使い方をしています。
- なお、伊勢佐木モールなど、車両通行禁止の道路では、自転車も通行禁止の車両と扱われるため、押し歩きして通行します。



3 自転車の「駐輪」に関する決まり

①自転車の「とめる」を定める法制度

- 放置防止などのルールについては、法律と、それを受けて横浜市が制定した「**横浜市自転車等の放置防止に関する条例**」(以下「**放置防止条例**」という)により定められています。
- 放置防止条例には、行政や鉄道事業者等が駐輪場の設置に努める責務を定めています。また、市民や利用者についても、**放置しないこと**や、**市の施策に協力すること**、駅周辺に暮らす人はその駅への**自転車利用の自粛に努めること**、などの責務を明記しています。
- 自転車は駐輪場などの駐車を認められた場所にとめることが基本です。**道路だけでなく、駅前広場、公園や緑地などの公共の場所に置かれ**、利用者が自転車から離れているため、直ちに移動できない状態であれば、**時間の長さにかかわらず「放置自転車」と**なります。

■自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律

【制定】 昭和55年11月25日

【内容】 自転車に係る道路交通環境の整備、交通安全活動の推進、自転車の安全性の確保、自転車等の駐車対策の総合的推進など、自転車に関する様々な取組を総合的に推進するためにつくられた法律です。



■横浜市自転車等の放置防止に関する条例

【制定】 昭和60年4月5日

【内容】 公共の場所での自転車、原動機付自転車、バイクなどの放置を防止するために定められた条例で、放置禁止区域の指定や市営駐輪場の料金設定など、市の放置自転車対策の根拠となるものです。また、市民や行政などの責務について規定しています。

【条例が規定する各主体の責務】

- | | |
|-------------|---|
| ①横浜市の責務 | 総合的な自転車等の放置防止施策の推進に努める |
| ②市民の責務 | 放置の防止に関する意識を高めること。
市の施策に協力すること。
駅又は停留所周辺の居住者は当該駅又は停留所への自転車等の利用を自粛するよう努めること。 |
| ③利用者等の責務 | 自転車等を放置しないように努めること。
所有自転車に住所、氏名の明記に努めること。 |
| ④自転車小売業者の責務 | 自転車防犯登録を受けることを勧奨するように努めること。 |
| ⑤鉄道事業者等の責務 | 旅客、施設利用者のために必要な駐輪場の設置に積極的に努めること。 |

②駐輪に関する決まり

ア 「放置」とは

- 自転車は、出発地から目的地に移動したあと、必ず「とめる」という駐輪行為が発生します。
- 駐輪するときは、駐輪場など駐輪のために設けられたスペースの利用が前提で、それ以外の公共の場所に置かれ、利用者が自転車から離れているため、直ちに移動できない状況であれば、「放置」となります。横浜市では「放置」の根拠を、放置防止条例第2条の7に記載しています。
- そのため、買い物などであっても、自転車から離れ、直ちに移動できない状態になれば、時間の長さにかかわらず、放置自転車となります。

■「放置」に関する条例の規定(第2条の7)

駐輪してよい場所以外の公共の場所に置く

- 道路や駅前広場など、公共の場所に置いてはいけません。

直ちに移動できない状態にある

- 自転車から離れて、直ちに移動できない状態であれば、「放置」となります。
- 時間の長さにかかわらず、「放置」となります。

イ 「移動」とは

- 横浜市では、放置防止条例第12条、13条の規定により、「放置」されている自転車を**所定の保管場所に移動**します。
- 移動作業ではスピーカーで作業の実施を周知するとともに、利用者がある場合、駐輪場などの適切な場所へとめるよう促します。
- 放置自転車には「警告札」を取り付けたのち、保管場所へ移動します。
- 放置自転車が柵やフェンスなどの工作物にチェーンで固定されている場合、移動活動の付随行為として切断し移動します。

なお、切断したチェーンの損傷については、補償しません。

■「移動」の流れ

事前周知

- 移動作業の実施をスピーカーで周知します。
- 警告札を取り付けます。

移動後、保管場所での保管・返還

ウ 「保管・返還」とは

- 保管場所へ移動した自転車等は、移動日から2か月間、保管しています。2か月を過ぎた場合は、リサイクル自転車として売却したり、処分します。

(放置防止条例第15条の2施行規則第8条)

- 返還は、各保管場所で行っています。引き取る場合には、本人を確認できる書類と自転車の鍵をお持ちいただくとともに、保管手数料が必要となります。

■「保管・返還」について

保管場所の営業時間

- 月曜日から金曜日 午前11時から午後7時まで
- 土曜日・日曜日 午後1時から午後5時まで

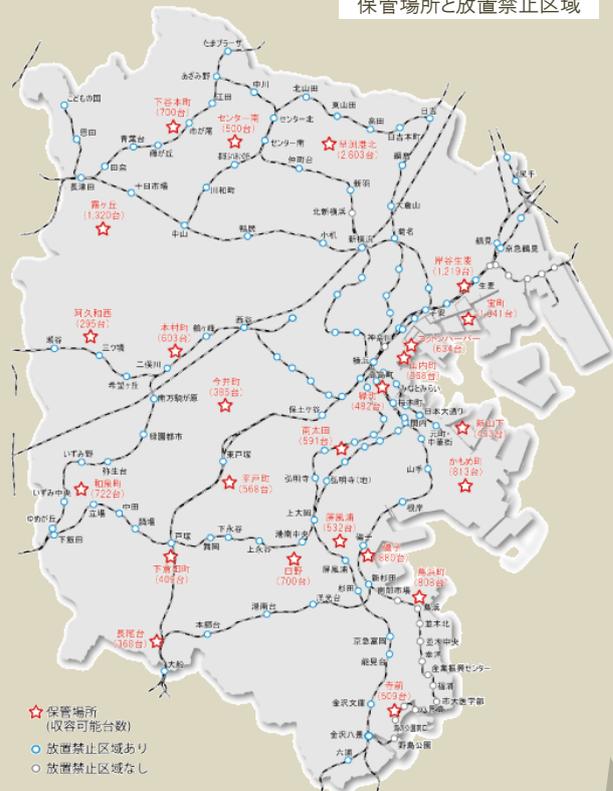
引き取りに必要なもの

- 運転免許証など本人を確認できるもの
- 自転車等の鍵
- 保管手数料(自転車 1,500円・バイク 3,000円)

保管場所と保管の期間

- 保管場所 市内23か所(下図★)
- 保管の期間 2か月間

保管場所と放置禁止区域



エ 放置禁止区域について

- 駅周辺など自転車の駐輪ニーズが高く、また放置自転車の発生によって駅やまちの機能が低下する地域を中心に、放置禁止区域を指定しています。
- 放置禁止区域では、定期的に放置自転車の移動作業を実施するなどして、放置自転車対策を重点的に行っています。

■放置禁止区域について

放置禁止区域のこと

- 市内各駅(上図○駅)周辺を中心に、半径300~500m以内の地域を指定しています。

放置自転車の移動(撤去)

- 放置禁止区域では、放置自転車の移動作業を定期的に行っています。
- 放置禁止区域外でも、放置されている自転車は一定期間の警告をした上で、保管場所へ移動しています。

4 自転車の「その他」の決まり

①安全利用のための決まり

ア 全員が守るべき「当たり前」の決まり

- 全国的な自転車と歩行者の事故の多発などを受けて、平成 19 年に自転車に関する交通秩序の整序化と安全利用を促進するため、中央交通安全対策会議により「自転車安全利用五則」などが定められました。
- また平成 27 年からは「自転車運転者講習制度」を開始し、受講義務の対象となる 危険行為を明確にして罰則規定を定める など、自転車の交通ルール遵守のための取組が始まっています。
- 自転車を使う全ての人が、自転車に乗るとき「当たり前」に守るべきことがまとめられています。

■ 自転車安全利用五則

【策定】 平成 19 年 7 月 10 日

【内容】 自転車を利用する人のルール違反やマナーの悪さに起因する問題に対して、利用者が必ず守るべき自転車の安全利用のための 5 つのルールとして、発出された規則です。

自転車安全利用五則

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る
 - ・飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ・夜間はライトを点灯
 - ・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤子どもはヘルメットを着用

■ 危険な状況につながりやすい 15 の項目

【施行】 平成 27 年 6 月 1 日

【内容】 平成 27 年 6 月 1 日の道路交通法の改正の中での「自転車の取締の強化」に合わせて、道路における交通の危険を生じさせるおそれのある 15 の項目を、危険行為として示しています。この項目に該当する行為を繰り返す（3 年以内に 2 回以上）悪質な自転車の運転者に対して、安全運転に関する講習の受講が義務付けられています。

道路交通法に定める【危険行為 15 項目】

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ①信号無視 | ⑨環状交差点安全進行義務違反等 |
| ②通行禁止道路（場所）の通行 | ⑩指定場所一時不停止 |
| ③歩行者用道路での徐行違反 | ⑪歩道での歩行者妨害等 |
| ④歩道通行や車道の右側通行等 | ⑫制動装置不備の自転車の運転 |
| ⑤路側帯での歩行者の通行妨害 | ⑬酒酔い運転 |
| ⑥遮断踏切への立ち入り | ⑭安全運転義務違反 |
| ⑦交差点優先車妨害等 | ⑮妨害運転 |
| ⑧右折時、直進車や左折車への通行妨害 | |

■ 安全運転義務違反とは…

ハンドルやブレーキ等を確実に操作しないで通行したり、他人に危害を及ぼすような速度や方法で運転する行為

例えば…（神奈川県道路交通法施行細則に定める運転者の遵守事項）

- ・携帯電話やスマートフォン等を操作したり、画面を注視しながらの運転
- ・イヤホン等を使って音楽等を聴き、運転に必要な音や声が聞こえない状態での運転などにより、安全運転の義務を怠った場合など

イ 安全に使うための事前準備の決まり

- 安全利用のためには、法に定めるルール以外にも、歩行者、クルマやバイクと同じ道路を使う人として、守ることが期待されるマナーや心得があり、国家公安委員会により「交通の方法に関する教則」として告示されました。
- この教則には、自転車の安全利用のために事前に準備すべきことが記載されています。

■交通の方法に関する教則

【告示】 昭和 53 年 10 月 30 日（国家公安委員会告示）

【内容】 歩行者と運転者（自転車、クルマ、バイクなど）が、それぞれの責任を自覚して、安全、快適なクルマ社会を築いていくための、手引きとして作られたものです。

自転車については、事前の点検、ヘルメット着用、夜間外出時の反射材の活用など、交通ルール以外にも、安全を守るための心構えが記載されています。

■自転車の点検について（第3章 第1節 2 自転車の点検）

- 自転車に乗る前には、次の要領で点検をし、悪い箇所があったら整備に出しましょう。また、定期的に自転車安全整備店などへ行って点検や整備をしてもらいましょう。
- なお、自転車は、努めて TS マーク、JIS マーク、BAA マーク、SG マークなどの自転車の車体の安全性を示すマークが付いたものを使いましょう。

- (1) サドルは固定されているか。また、またがったとき、両足先が地面に着く程度に調節されているか。
- (2) サドルにまたがってハンドルを握ったとき、上半体が少し前に傾くように調節されているか。
- (3) ハンドルは、前の車輪と直角に固定されているか。
- (4) ペダルが曲がっているなどのために、足が滑るおそれはないか。
- (5) チェーンは、緩み過ぎていないか。
- (6) ブレーキは、前・後輪ともよく効くか
(時速 10 キロメートルのとき、ブレーキを掛けてから 3 メートル以内で止まれるか)。
- (7) 警音器は、よく鳴るか。
- (8) 前照灯は、明るいか。
- (9) 方向指示器や変速機のある場合は、よく作動するか。
- (10) 尾灯や反射器材(後部反射器材と側面反射器材)は付いているか。
また、後方や側方からよく見えるか。
- (11) タイヤには十分空気が入っているか。また、すり減っていないか。
- (12) 自転車の各部品は、確実に取り付けられているか。

神奈川県道路交通法施行細則では…
「夜間において前方5メートルの距離にある交通上の障害物を確認できる光度」と定められています。

■ヘルメットの着用（第3章 第1節 1 自転車に乗るに当たっての心得）

- (8) 子供の保護者は、子供が自転車を運転するときや、幼児を幼児用座席に乗せるときは、子供に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。また、シートベルトを備えている幼児用座席に幼児に乗せるときは、シートベルトを着用させましょう。

■夜間外出時の「反射材」の活用（第3章 第1節 1 自転車に乗るに当たっての心得）

- (2) ブレーキが故障している自転車には乗ってはいけません。また、尾灯、反射器材のない自転車には、夜間乗ってはいけません。なお、反射器材は努めて JIS マークの付いたものを使いましょう。
- (9) 自転車に乗るときは、運転者から見やすいように、明るい目立つ色の衣服を着用するようにしましょう。夜間は、反射材用品等を着用するようにしましょう。

ウ 神奈川県での決まり

- 平成 31 年 4 月 1 日に「神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行されました。県、自転車利用者、県民等、事業者及び交通安全団体の責務を明らかにし、自転車の安全で適正な利用を促進するための施策の基本事項を定めています。
- 平成 31 年 10 月 1 日から、自転車損害賠償責任保険等への加入が義務となっています。

■神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

【施行】 平成 31 年 4 月 1 日（第 16 条及び第 17 条の規定は同年 10 月 1 日）

【内容】 県、自転車利用者、県民等、事業者及び交通安全団体の責務を明らかにし、自転車の安全で適正な利用を促進するための施策の基本事項を定めています。

また、自転車損害賠償責任保険等への加入を義務としています。

- 自転車利用者や県民等、条例に示されている主な関係主体ごとの責務は以下の通りです。

■対象とそれぞれの【義務】もしくは【努力義務】

対象	義務	努力義務
自転車利用者	○自転車損害賠償責任保険等への加入	▽自転車事故防止に関する知識の習得 ▽自転車利用時の安全上の措置 ▽交通事故防止の措置 ▽防犯上の措置 ▽点検及び整備
県民等	—	▽安全・適正利用の取組への積極的参加 ▽国・県・市町村が取組む施策への協力
保護者	○監護する未成年者の自転車損害賠償責任保険等への加入	▽安全・適正利用に関する教育 ▽被害を軽減させるための安全上の措置
高齢者 (70 歳以上)と同居する親族	—	▽乗車用ヘルメットの着用を勧める等、安全・適正利用に関する配慮
事業者	○事業活動に利用する自転車の自転車損害賠償責任保険等への加入	▽安全・適正利用を促進するための取組 ▽自転車通勤者、事業活動での自転車利用従業員に対する教育・啓発 ▽国・県・市町村が取組む施策への協力 ▽交通事故防止の措置 ▽点検及び整備
交通安全団体	—	▽交通法規の遵守についての啓発 ▽安全・適正利用の取組の推進 ▽国・県・市町村が取組む施策への協力
自転車貸付事業者	○貸付に利用する自転車の自転車損害賠償責任保険等への加入	▽交通事故防止の措置 ▽点検手順・安全適正利用に関する情報提供
自転車小売等事業者	○顧客に対する自転車損害賠償責任保険等への加入状況の確認 ○顧客に対する自転車損害賠償責任保険等加入情報の提供(未加入者へ)	▽点検手順・安全適正利用に関する情報提供 ▽顧客に対する自転車保険等への加入の勧告(未加入者へ)
県 (学校関係のみ掲載)	—	▽安全・適正利用に関する教育・指導・啓発(※県設置以外の学校には協力依頼) ▽学校の設置者に対して教育・指導・啓発の情報の提供及び支援 ▽通学者に対する自転車保険等への加入状況の確認(※県設置以外の学校には協力を依頼) ▽自転車保険等加入情報の提供及び指導(未加入者へ) (※県設置以外の学校には協力を依頼)

②万が一のときのための決まり

ア 事故を起こしたときの責任・義務

- 最近では、自転車に乗っていて歩行者と事故を起こしてしまい、1億円近い損害賠償が発生するなど、多額の賠償が生じる自転車事故が起きています。
- このような自転車の事故は、クルマやバイクの事故と同じ【交通事故】であり、事故の加害者には、刑事上の責任と、民事上の責任が発生します。

Column 自転車の多額の損害賠償事故の例

小学校5年生の児童の自転車が、女性に衝突した事故。

女性は寝たきりの状態となり、児童の母親に対して、約9,500万円の損害賠償が発生。

(平成25年神戸地裁判決)



- また、道路交通法では第72条第1項（交通事故の場合の措置）の中で、負傷者の救護や事故に関する警察への報告が義務付けられています。
- 自転車を使う人は、事故を起こしたときの責任をしっかりと理解すること、また、子どもや家族など周りに自転車を使う人がいる人は、その責任をしっかりと伝えることを、意識することが大切です。

■ 自転車の交通事故の加害者に発生する責任

刑事上の責任（懲役・禁錮・罰金）

- 法を守らず、事故を起こした者に対する罰則。
- 過去に、以下の刑法や道路交通法の違反とされた判例があります。

①刑法第211条(重過失致死罪)

暴行や傷害の故意でなく、重大な過失によって人を死亡させた場合の罪。

②刑法第211条(重過失傷害罪)

暴行や傷害の故意でなく、重大な過失によって人に傷害を与えた場合の罪。

③道路交通法違反(ひき逃げ)

人身事故を起こした際に、道路交通法に定められた救護等の措置をせず、現場から逃走した場合の罪。

④道路交通法違反(酒酔い)

人身事故を起こした際に、酒に酔った状態にあった場合の罪。

民事上の責任（損害賠償）

- 被害者が被った損害を、金銭などにより補てんし、回復を図ること。
- 民法の中で、明確に規定されています。

民法第709条(不法行為による損害賠償)

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

自転車での高額賠償の事例

賠償額	加害者	被害者	判決
9,266万円	男子高校生	24歳男性 (重大な傷害)	H20.6
6,779万円	成人男性	38歳女性 (3日後死亡)	H15.9
5,438万円	成人男性	55歳女性 (11日後死亡)	H19.4
4,043万円	男子高校生	62歳男性 (13日後死亡)	H17.9

■ 交通事故を起こしたときの義務

自転車は軽車両。事故を起こしたときは、警察への届け出を行うこと。(道路交通法72条第1項)

【自動車との事故】 …車両相互事故

【歩行者との事故】 …人対車両事故

参考① 自転車に関する法制度の概要

【全国共通の法制度】

道路交通法

公布 昭和35年6月25日

内容 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、道路交通に起因する障害の防止に資することを目的に定められた法律です。

自転車関連 この法律の中で、自転車はクルマやバイクの1つ、軽車両と位置付けられ、車道左端の通行や、歩道を通行できる条件、その場合の通行の方法などが明記されています。
平成27年6月1日の改正では、危険な違反行為を繰り返した自転車運転者に対する講習義務の受講を命じる制度が新たに制定されました。

道路構造令

公布 昭和45年10月29日

内容 道路を整備するときの、車道や歩道の区分や必要な幅、構造などの作り方を定めた政令です。

自転車関連 自転車が通行する場所を構造的に規定するものとしては、自転車の通行のための【自転車専用道】と、自転車と歩行者の通行のための【自転車歩行者専用道】があります。車道や歩道も含め、幅員や傾斜、交差点の形状など、道路の作り方に関する様々な事項が示されています。

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令

公布 昭和35年12月17日

内容 道路標識、道路標示、区画線の様式(記号や文字の形、描き方など)を定めたものであり、この様式により設置された標識等については、法的な効力が発生する根拠となります。

この様式に従わない道路上の標識などについては、「法定外」の案内看板や路面表示となり、法的な効力はないものの、通行する場所を指定したり、行き先を案内するために使われています。

自転車関連 一方通行規制や進入禁止など、道路標識や道路標示などは、「自転車を除く」などの条件がない場合は、**原則としてクルマやバイクと同様に遵守することが義務付けられています。**
また、普通自転車が通行できる歩道(普通自転車通行可)や、自転車専用通行帯を規定するための根拠にもなっています。

自転車活用推進法

公布 平成29年5月1日

内容 自転車の活用の推進に関して、基本理念を定め、国の責務等を明らかにするとともに、自転車の活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めています。

地方公共団体(市等)の責務として、基本理念の通り、区域の実情に応じた施策を策定、実施するとともに、住民の理解を深め、協力を得るように努めるものとしています。また、国民の責務として、国又は地方公共団体が実施する自転車の活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとしています。

自転車関連 この法律は、今後の自転車活用の施策を進める根拠となる法律として、自転車通行環境、駐輪環境の整備や交通安全教育、自転車活用による健康の保持増進などの重点的な施策が掲げられています。

交通の方法に関する教則

- 公布 昭和53年10月30日
- 内容 歩行者と運転者(自転車、クルマやバイクなど)が、それぞれの責任を自覚して、安全、快適なクルマやバイク社会を築いていくための、手引きとして作られたものです。
- 自転車関連 この教則では「自転車の通行方法は、特別の場合のほかは自動車と同じです。」とされており、クルマやバイクを運転するときと同じ心得で、自転車を運転することが示されています。
そのため、乗るときだけでなく、**自転車の点検、乗るときの正しい姿勢、乗り方、損害を賠償するための保険への加入**など、ルールだけでなく、マナーや心構えが明記されています。

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律

- 公布 昭和55年11月25日
- 内容 自転車に係る道路交通環境の整備、交通安全活動の推進、自転車の安全性の確保、自転車等の駐車対策の総合的推進に必要な措置を定め、自転車の交通事故防止と円滑化等を図り、自転車等の利用者の利便性を高めるために定められた法律です。
- 自転車関連 通称「自転車法」と呼ばれるように、自転車に関する様々な取組を推進するための法律であり、行政や鉄道事業者、駐輪を誘発する施設などの責務を明確にしています。
また、自転車を使う人の責務にも言及し、放置しないこと、防犯登録を受けることなどが示されています。

【神奈川県・横浜市の法制度】

神奈川県道路交通法施行細則

- 公布 昭和44年2月18日
- 内容 「施行細則」は、法令などを施行する上で必要なことを定めた細かい規則のことをいい、この神奈川県の細則では、道路交通法の中での細かな規則について、県下一律に効力を発揮するルールとして規定しています。
- 自転車関連 例えば、安全運転のための「運転者の遵守事項」の中でのイヤホン等の取り扱いや、タンDEM自転車(2人のり自転車)の公道通行の規制などを都道府県ごとに定めています。
都道府県により、同じ道路交通法の条文でも、取扱いが異なるケースがあるため、このルールブックでは神奈川県の横浜市に該当するルールとして記載しています。

神奈川県自転車安全の安全で適正な利用の促進に関する条例

- 公布 平成31年4月1日(第16条及び第17条の規定の施行は同年10月1日)
- 内容 県、自転車利用者、県民等、事業者及び交通安全団体の責務を明らかにし、自転車の安全で適正な利用を促進するための施策の基本事項を定めています。
- 自転車関連 自転車損害賠償責任保険等への加入を義務としているほか、交通事故防止のための措置等を講ずるよう努めることとしています。

横浜市自転車等の放置防止に関する条例

- 公布 昭和60年4月5日
- 内容 横浜市内での、公共の場所での自転車やバイク、原付などの放置を防止するために定められた条例であり、放置禁止区域の指定や市営駐輪場の料金設定など、市の駐輪の取組の根拠となります。
- 自転車関連 自転車を「とめる」ことに対する総括的な条例であり、行政の取組(放置禁止区域、市営駐輪場など)に加えて、放置防止に関する市民や利用者、鉄道事業者などの責務を明確にしています。
この条例に従って、市民や利用者も、自転車等を放置しないように努めることが求められています。

参考② 自転車通行に関する根拠となる法令

- 自転車道や自転車専用通行帯など、自転車の通行する場所を示す方法については、自転車道として車道・歩道とは別につくる場合や、車道の左端を使う場合、歩道の車道寄りを使う場合があります。（基本法令編 p8～14 を参照）
- これらの種類については、原則としての「道路法」、道路のつくり方を規定する「道路構造令」と、道路の通行の仕方を定めた「道路交通法」によって、分けられています。
- このうち、車道左端に設置される自転車ナビラインや、歩道の車道寄りに設置される啓発帯については、特に定義する規定はなく、安全のために自転車が通行することを誘導するためにつけられるものです。

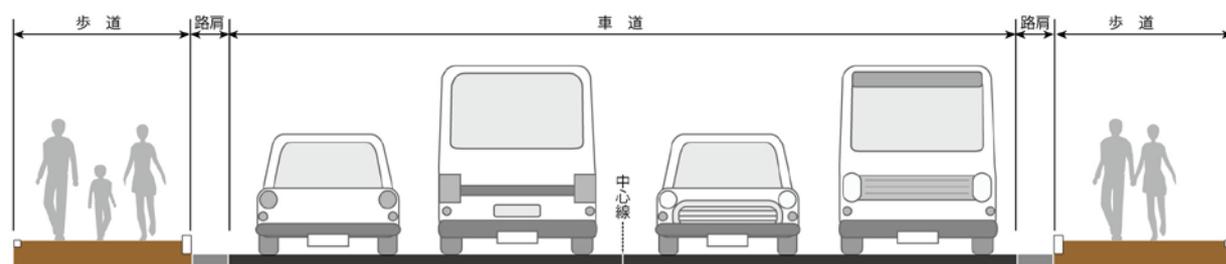
道路の部分	自転車通行空間	定義する法令		
		道路法	道路構造令	道路交通法
道路	道路	第2条第1項	—	第2条第1項第1号
車道	車道	—	第2条第1項第4号	第2条第1項第3号
	自転車専用通行帯	—	第2条第1項第15号	第20条第2項
	自転車ナビライン	—	—	—
自転車道	自転車道	—	第2条第1項第2号	第2条第1項第3号の3
歩道	歩道	—	第2条第1項第1号	第2条第1項第2号
	自転車歩行者道	—	第2条第1項第3号	—
	普通自転車の歩道通行	—	—	第63条の4第1項
	普通自転車通行指定部分	—	—	第63条の4第2項
	啓発帯	—	—	—
自転車歩行者専用道／自転車専用道路	自転車歩行者専用道	第48条の13	第39条	—
	自転車専用道	第48条の13	第39条	—
路側帯	路側帯	—	—	第2条第1項第3号の4
路肩	路肩	—	第2条第1項第12号	—

参考③ 道路構造令

- 道路の構造を規定する道路構造令では、車両が通行する「車道」、自転車が通行する「自転車道」、自転車と歩行者が通行する「自転車歩行者道」、歩行者が通行する「歩道」に大きく分けられます。
- また、歩道がある道路では“車道・自転車道・歩道の境界”、歩道がない道路では“道路と路外との境界”に、道路の機能を保持するための「路肩」が設けられます。
- 車道や歩道などの定義や構造上の条件については、次のページに整理します。

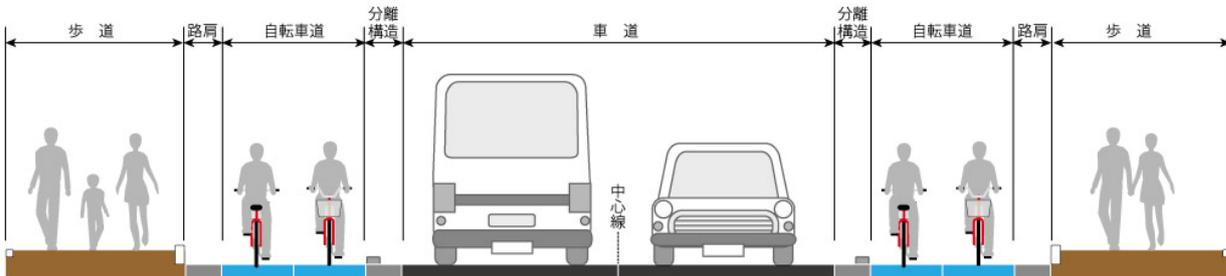
道路断面図①（歩道あり）

- 車道と歩道が明確に区分された道路です。車道と歩道の境界に路肩がつくられます。



道路断面図②（自転車道がある道路）

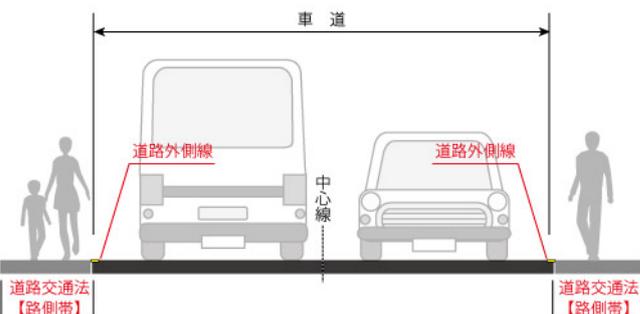
- 車道と歩道、自転車道が明確に区分された道路です。車道と自転車道、自転車道と歩道の境界に路肩がつくられます。（自転車道と歩道の境界に路肩をつくらない整備例もあります）



- ※道路構造令に基づく自転車の通行空間は、車道・歩道と自転車の通行空間を物理的に分離した「自転車道」のみです。自転車専用通行帯は、道路構造令にはありません。

道路断面図③（歩道のない道路）

- 車道と歩道が区分されていない道路です。道路構造としては、「車道」と「路肩」に分けられます。
- 歩行者の通行空間を確保するため、【道路交通法】に準じて路肩と車道の境界に「車道外側線」を引き、「路側帯」をつくるケースがあります。（道路構造令には、「路側帯」の規定はありません）



【路肩】道路構造令 第2条第1項第12号
道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために、車道、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して設けられる帯状の道路の部分という。

【路側帯】道路交通法 第2条第1項第3号の4
歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つため、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた帯状の道路の部分で、道路標示によって区画されたものという。

【車道】とは

- 自動車をはじめとする**車両が通行**するために、縁石などの工作物や、白線などの道路標示によって分けられた道路の部分を言います。
- 都心部の交通量の多い国道等では、1車線あたり 3.25m以上の幅員をとることや、路肩を 0.5m 以上とることなどが決められています。

■ 一般的な道路の車線の構造の規定 (都市部(第4種)の普通道路の場合)

1車線あたりの幅員

- 交通量の多い国道など : 3.25m
- 交通量の少ない市道など : 3.00m

車道に併設する路肩の幅

- 都心部の場合、0.5m 以上

【自転車道】とは

- **自転車**が通行するために、車道とも、歩道とも、沿線等の工作物などによって分けられた道路の部分を言います。
- 自動車や自転車の交通量が多い道路では、自転車道を両側に設けることが定められていますが、地形状況などで整備できない場合の特例があり、多くの道路では、この特例に従い整備できていない状況です。

■ 自転車道の規定

整備する道路

- 自動車及び自転車の交通量が多い道路
- 自転車の交通量が多く、かつ安全、円滑な交通を確保するために分離の必要がある道路

自転車道の幅員

- 2.0m以上。やむを得ない場合は 1.5mまで縮小可能

【自転車歩行者道】とは

- **自転車と歩行者**が通行するために、車道とも、歩道とも、沿線等の工作物などによって分けられた道路の部分を言います。
- 自動車の交通量が多い道路では、自転車歩行者道を道路の両側に設けることが定められています(特例あり)。
- 自転車と歩行者のすれ違いを想定するため、広めの幅員をとることが求められています。ただし、見た目は、後述の歩道と変わらないことが多く、また「自転車歩行者道」であっても、道路交通法で自転車の通行が認められていない道路もあり、わかり難くなっています。

■ 自転車歩行者道の規定

整備する道路

- 自動車の交通量が多い道路

自転車歩行者道の幅員

- 歩行者の交通量の多い道路 : 4.0m以上
- その他の道路 : 3.0m以上

【歩道】とは

- 歩行者が安全に通行するために、車道等と構造的に区画された道路の部分をいいます。
- 都心部の道路では、前述の自転車歩行者道がある道路を除き、基本的に歩道を整備することとなっています。ただし、地形の状況などでやむを得ない場合の特例があります。
- 幅員は、自転車とのすれ違いを想定しないため、自転車歩行者道に比べて若干狭くなっています。

■ 歩道の規定

整備する道路

- 都市部(第4種)、歩行者の交通量の多い地方部(第3種)の道路。ただし、自転車歩行者道のある道路は除く。
- 地方部(第3種)の道路で、安全、円滑な交通を確保するために分離の必要がある道路。

歩道の幅員

- 歩行者の交通量の多い道路：3.5m以上
- その他の道路：2.0m以上

【路肩】とは

- 路肩は、例えば車道と歩道の境に設けることで車道の機能を担保したり、道路構造物の端を保護するなどのため、道路の外端に設ける事が基本となっています。
- 都心部の道路では、路肩の幅は 0.5m 以上とされています。
- この路肩は、自転車歩行者道もしくは歩道が整備できない狭い道路などでは、歩行者や自転車が通行するための場所として使われることがあります。

■ 路肩の規定

路肩の位置

- 車道に接続して設ける。
 - ・ 歩道がある道路→歩道と車道の間
 - ・ 歩道がない道路→道路の民地の間

路肩の幅員

- 都市部の場合：0.5m 以上
- 地方部の場合：交通量により 0.5m～1.25m

みんなの サイクルルールブック よこはま
(2020 年度改訂版)

発行 横浜市道路局
指導 神奈川県警察

横浜市道路局交通安全・自転車政策課
Tel : 045-671-2323 Fax : 045-663-6868